

令和元年 第2回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

令和元年 6月21日（金）

午後 2時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	小 峯	聡	議員	1番	鵜 野	範 之	議員
	2番	畑 地	誉	議員	3番	久 保	元 宏	議員
	4番	高 田	勲	議員	5番	篠 原	暁	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	上 野	敏 夫	議員	10番	大 沼	恒 雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	監 査 委 員	金 子	幸 保 君
教 育 長	吉 田	憲 司 君	農 業 委 員 会 長	辻	則 行 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗 中	一 弘 君	総務財政課長	菅 原	秀 史 君
政策推進室長	中 野	栄 治 君	農業商工課参事	瀧 本	周 三 君
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	村 中	博 隆 君
保健福祉課長	黒 田	美 和 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長	森 田	秀 幸 君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

次 長 三 浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅 野 信 行 君 書 記 沼 本 次 登 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
報告第1号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第2号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度沼田町一般会計補正予算専決第2号）
議案第34号	沼田町農業振興条例について
議案第35号	沼田町商工業振興条例について
議案第36号	沼田町住んで快適住まいる応援条例について
議案第37号	沼田町課設置条例の一部を改正する条例について
議案第38号	沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第39号	沼田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第40号	沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第40号	沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第41号	沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第42号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第43号	沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例について
議案第44号	沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第45号	沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について
議案第46号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第47号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第48号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第49号	令和元年度沼田町一般会計補正予算について
議案第50号	令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第51号	令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第52号	令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第53号	令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算について

- 議案第 5 4 号 令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 5 5 号 令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 5 6 号 令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
- 議案第 5 7 号 令和元年度沼田町水道事業会計補正予算について
- 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について
- 議案第 5 8 号 健康福祉総合センター非常用発電設備整備工事の請負契約について
- 議案第 5 9 号 一般国道 2 7 5 号五ヶ山橋配水管移設補償工事の請負契約について
- 議案第 6 0 号 スクールバス購入事業に係る物品の購入契約について
- 議案第 6 1 号 ロータリ除雪車購入事業に係る物品の購入契約について
- 議案第 6 2 号 沼田町第 6 次総合計画基本構想の策定について
- 発議第 2 号 議会改革特別委員会の設置について
閉会中の所管事務調査の申し出について
- 発議第 3 号 沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 決議案第 1 号 丸山穂高衆議院議員の言動に対する抗議と北方領土問題の平和的解決を求める決議
- 決議案第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出をもとめる陳情について
- 陳情第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出をもとめる陳情について
- 陳情第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出をもとめる陳情について
- 請願第 4 号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書提出をもとめる請願について
- 請願第 5 号 「これからの高校づくりに関する指針」の見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書提出をもとめる請願について
- 請願第 6 号 「国の責任による 3 5 人以下学級の前進」を求める意見書提出をもとめる請願について
- 請願第 7 号 「給食費の無償化」を求める意見書提出をもとめる請願について
- 請願第 8 号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書提出をもとめる請願について

- 意見案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
（案）について
- 意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について
- 意見案第3号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学
級編制基準の改善を求める意見書（案）について
- 意見案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」の見直し、機械的
な高校統廃合を行わないことを求める意見書（案）につい
て
- 意見案第5号 「給食費の無償化」を求める意見書（案）について
- 意見案第6号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書
（案）について
- 議案第63号 沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例に
ついて

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）本日の議会におきましては、軽装のまま議案審議を行います事を予め申し添えます。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、篠原議員、6番、伊藤議員を指名いたします。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第2、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題といたします。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。報告第1号は報告のとおり受理する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は、報告のとおり受理する事に決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第3、報告第2号、株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題といたします。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りします。報告第2号は報告のとおり受理する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は、報告のとおり受理する事に決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第4、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度沼田町一般会計補正予算専決第2号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長(前田昌清課長)承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元年6月20日提出、町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成30年度沼田町一般会計補正予算(専決第2号)を別冊のとおり専決処分する。平成31年3月29日、町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町一般会計補正予算(専決第2号)1頁をお開き願いたいと思います。平成30年度沼田町一般会計補正予算(専決第2号)。平成30年度沼田町の一般会計の補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,655万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,835万2千円と定める。2項を省略いたします。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成31年3月29日、町長名でございます。本専決予算は、平成30年度決算見通しを調整した結果、再掲余剰金が3億9千万円生じる見通しとなった事から、決算処理といたしまして、財政調整基金繰入金1億円、減債基金繰入金6,000万円、地域医療確保安定化基金繰入金5,546万1千円を皆減し、ふるさとづくり基金の充当事業を調整する歳入処理を行い、歳出処理と致しまして財政調整基金に5,000万円を積立て、次年度繰越金を1億円とするための補正を専決処分させて頂いたものでございます。9頁歳入をお開き願いたいと思います。2款地方贈与税から11頁中段、10款地方特例交付金まで及び12款交通安全対策特別交付金は、いわゆる一般財源項目でございますが交付額の確定によりそれぞれ増減額を補正したものでございまして、11款地方交付税は、一般財源の総額調整として、増額計上し、収支の均衡を図ったものでございます。1枚飛ばして頂き、13頁をお開き願いたいと思います。13頁中段、15款国庫支出金につきましては、対象事業における補助対象事業の確定に伴います負担金補助金等の増減額補正でございますが、1項1目民生費国庫負担金2節障害者福祉費負担金45万円の増は、歳出3款民生費障がい者福祉費、身体障害者補装具給付費と連動するものでございます。3節、児童保護費負担金78万6千円の増は、歳出3款民生費、子育て支援費、認定こども園の施設給付費に係るものですが、歳出額は減となっておりますが、国庫負担金の制度上、概算交付を受けていることから歳入額は増となっております。4節児童手当負担金82万9千円の減は、3款民生費、児童措置費児童手当と連動するものでございまして、対象人数の減によるものでございます。2款1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金127万9千円の減は、歳出2款総務費OA管理費、マイナンバーカード事業に係る事業費の確定及び補

助金交付額の確定に伴います減でございます。14頁をお開き願いたいと思います。

2目民生費国庫補助金、1節児童福祉費補助金21万8千円の増は、歳出3款民生費、子育て支援費、一時預かり保育事業、養育支援訪問事業に係わるものでございますが、先ほど児童保護費負担金でもご説明申し上げましたが、国庫補助金の制度上、概算交付を受けていることから歳入額は増となっております。6目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金4万9千円の減は、歳出10款教育費、2項2目教育振興費、特別支援教育就学奨励費の実績減と連動するものでございます。3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金79万4千円の減は、制度改正に伴うシステム改修経費の減及び職員人件費充当分の確定による減でございます。16款道支出金につきましても、国費同様に該当事業におきます補助対象経費の確定に伴います負担金、補助金の増減額補正でございます。1項1目民生費道負担金、2節障がい者福祉費負担金12万5千円の増は、国費でもご説明申し上げましたが、歳出3款民生費、障がい者福祉費、身体障害者補装具給付費実績額確定による22万5千円の増、障害者医療費負担金10万円の減は、自立支援給付費の減によるものでございます。5節児童保護費負担金169万3千円の減につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金39万3千円の減は、歳出3款民生費、子育て支援費認定こども園の施設給付費の実績減によるものでございます。障害児通所給付費等負担金130万円の減は、同じく歳出3款民生費、子育て支援費、障害児通所給付費の利用実績の減によるものでございます。

2款1目総務費道補助金、1節総務管理費補助金30万円の減は、歳出2款総務費、移住定住応援費、結婚生活応援事業が実績1件となったことにより減でございます。15頁をお開き願います。2目民生費道補助金、1節社会福祉補助金252万6千円の減につきましては、地域生活支援事業補助金111万4千円の減、及び地域づくり総合交付金31万円の減は、歳出3款民生費障がい者福祉費、障害者支援事業に係わるものです。以下の補助金は、障害者福祉費などの事業の確定額による減額でございます。2節児童福祉費補助金105万3千円の増につきましては、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金105万8千円の増は、北海道が平成29年度より実施致します3歳未満児第2子以降の保育料無償化事業補助金の補助額の確定による計上でございます。3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金35万8千円の減は、歳出4款衛生費、乳幼児等医療費の実績に伴います減額でございます。4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金494万3千円の減は、幌新揚水機場沼田ダムなどの、基幹水利施設の補助経費の確定により、43万8千円の増、農業次世代人材投資事業補助金375万円の減は、新規就農者の就農経営安定を図るための助成制度の事業費の確定による減額でございます。以下の補助金は、道営事業の事業費の確定減による減額でございます。16頁をお開き願いたいと思います。17款財産収入1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入37万5千円の減は、移住体験住宅の利用実績によ

る減でございます。2項3目生産物売払収入279万6千円の減は、農産加工場の売払収入で、174万2千円の増、実習農場の売払収入は、主力である椎茸の市場価格の下落により453万8千円の減でございます。18款寄附金につきましては、寄附額確定に伴います補正であり、1項2目総務費寄附金、ふるさとづくり基金寄附金につきましては、予算額を3億4,500万円として取り組んでまいりましたが、結果といたしまして3億3,708万円の実績となったところでございます。4目商工費寄附金2,000万円は、まちづくり沼田からの寄付金の計上でございます。17頁をお開き願いたいと思います。19款繰入金につきましては、17頁から18頁までございますが、前段申し上げました財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、地域医療確保安定化基金繰入金を皆減した歳入決算処理をいたしましたものでございます。その他の基金充当事業におきます事業費確定による各基金繰入補正を含め、2億6,521万2千円減額補正しているところでございます。18頁をお開き願いたいと思います。18頁中段、21款諸収入4項5目雑入、14節雑入220万円の増は、北空知衛生センターのリサイクルプラザの資源物の売払収入の増でございます。22款町債1項5目民生債650万円の減でございますが、子育て交流広場整備事業が起債対象事業費の確定により減額となるものでございます。19頁をお開き願いたいと思います。19頁から歳出の補正でございます。2款総務費から、48頁10款教育費まで関係各予算の執行残を減額処理し、各基金の充当事業等の確定及び起債額の確定により、財源移動処理したものでございます。管理費につきましては、説明は割愛させていただきます。22頁をお開き願いたいと思います。22頁、2款総務費、1項10目振興費、19節負担金補助及び交付金401万1千円の減額補正につきましては、説明欄下段にございます、地域の活性化に向けた取り組みへの町独自の支援事業でございます、ひと・まち・しごと育成支援事業400万円の減でございますが、1件の執行でありまして、執行残を補正減したものでございます。24頁をお開き願いたいと思います。24頁19目移住定住応援費、19節負担金補助及び交付金594万9千円の減額補正につきましては、住宅取得に対する補助金であります、住んで快適暮らして満足移住定住奨励金361万3千円の減でございます、実績と致しまして平成30年度の新築10件、中古住宅取得2件、住宅リフォーム19件、子育てリフォーム1件となったところでございます。26頁をお開き願いたいと思います。26頁、24目ふるさと応援費1,035万9千円の減補正につきましては、ふるさと納税寄附者への返礼特産品などの執行残整理でございます。25目地域おこし協力隊活動費965万4千円の減額補正でございますが、年度末で8名の隊員が活動しているところでございます。27頁をお開き願いたいと思います。27頁下段、3款民生費から35頁、4款衛生費までにつきましては、高齢者、障害者、児童福祉並びに健康診断などの実績に伴います予算整理であり、説明

欄に事業ごとに記載してございますので、説明を割愛させて頂きたいと思ひます。36頁をお開き願ひます。36頁、6款農林水産業費1項5目道営施設等整備事業費288万3千円の減額補正につきましては、道営農地整備事業の実績に伴う予算整理でございます。7目農業総合対策費1,317万1千円の減額補正につきましては、19節負担金補助及び交付金が主なものとなっております。農業総合対策事業の内、4事業で執行残整理として824万9千円の減と、歳入道補助金でも同額を減額しておりますが、農業次世代人材投資事業補助金375万円の減、実績確定による農地流動化推進事業補助金5万3千円の増が主なものとなっているものでございます。40頁をお開き願ひたいと思ひます。40頁、7款商工費231万8千円の減額補正につきましては、中小企業特別融資制度による利子及び保証料補助及び観光事業補助金の執行残整理でございます。41頁をお開き願ひたいと思ひます。8款土木費2項1目道路橋梁維持費710万9千円の減額補正につきましては、13節委託料、町道除雪業務委託料605万7千円の減が主なものとなっているものでございます。42頁をお開き願ひたいと思ひます。42頁中段、5項1目住宅管理費410万4千円の減額補正につきましては、公営住宅管理に係わるものでございます。15節工事請負費は入札減でございます。18節備品購入費の減につきましては、暖房器あるいは給湯器等の突発的な補償に対応するため予算措置していたものでございまして、執行残整理となつていところでございます。43頁をお開き願ひたいと思ひます。43頁、9款消防費、1項2目防災費151万5千円の減額補正につきましては、13節委託料、除排雪緊急対策業務委託料100万円の皆減が主なものとなっているものでございます。44頁をお開き願ひたいと思ひます。44頁から48頁の10款教育費につきましては執行残整理でございます。48頁をご覧頂きたいと思ひます。48頁下段、11款公債費は財源移動でございます。49頁をお開き願ひたいと思ひます。49頁、12款諸支出金でございますが、財源となる寄附金の確定と一般財源の確定により、再計余剰金を2目財政調整基金に5,000万円積立てる増額補正でございます。5目ふるさとづくり基金費792万円の減額補正につきましては、寄附額の確定に伴います減額補正でございます。15目商工観光振興基金費2,000万円の増額補正につきましては、まちづくり沼田からの寄附金を積立てるものでございます。以上、歳入歳出の説明とさせて頂き、5頁にお戻り頂きたいと思ひます。5頁中段でございます。第2表地方債の補正、変更でございます。起債の目的、子育て交流広場整備事業、補正前限度額6,060万円、補正後限度額5,410万円でございますが、起債対象事業費確定に伴います起債額の確定による補正減でございます。以上申し上げまして、提案説明とさせて頂きます。ご承認の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）4番、高田であります。2点ほど、お伺いします。まず1点なんですけども34頁、暮らしの安心センター費ということで、これは経常的なランニングコストを予算で見ているんだと思うんですが、ここの款項目の項ですね、項で見てると思うんですけども2,100万あったやつが3分の1落として、1,400万にどんと減っていますよね、中身見てみると730万の内訳の内にかいのは、燃料費と光熱水費でこれ300、500、650万くらいあるのか、この辺なんですけども、これどういうふうな予算の組む時、どういうふうな見積もりでこんな金額になったのかお聞かせ願いたい。それと次の頁、35頁清掃総務費、これディスポーザーの執行残がほとんど何ですけども、これもですね、何年もこれ一生懸命ディスポーザーやっているだけけども、中々数が上がっていかないのが実態だと思うんですけどね、将来この事業について、どういうふうに、いつまでやってというか、だいたいどれくらいまでやるのかというのと、最後どういうふうにするのか、もし分かれればお聞かせ下さい。

○議長（小峯聡議長）はい、総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）それではまず34頁、暮らしの安心センター費の補正額730万8千円の減でございます。議員からの、今ほどのご質問のとおり、非常に大きな額が減額補正となっております。この、暮らしの安心センターにつきましては、1昨年10月からのオープンでございまして、通年で施設が運営されるのは、この30年度が初めてという中で、30年度当初予算を編成する時点ではまだ、当時整備しました各機器等の概算での積算で当初予算を計上させて頂いておりまして、確定額が捕捉できなかったという部分でございます。31年につきましては、年間すでにトータルで運営されておりますので、これらの実績をもとに予算計上を行っているところでございます。

○議長（小峯聡議長）はい、副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）続いてディスポーザーの関係でございます。これにつきましては、議員もご存知のとおり、ごみの減量化ということも含めた中で町として取り組んでおりまして、公営住宅あるいは現在の新築の方々はですね、基本的にだいたい付けて頂ける状況にはなってきています。全てではございませんが、そんな中で地域としてですね、ごみの減量化これらを踏まえた中でですね、引き続きですね推進していくべきかなというふうに今現在、町として考えているところでございます。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）はい。最初の質問の方は、運営初年度という事で、よく実態が分からなかったという事で、これは理解しました。今年の決算というか、31年度の実態をまた、見えると思うのでそれを見て判断をしたいと思います。2つ目のディスポーザーなんですけども、新築住宅はだいたいみんな付けてくれると思うんだ、だけ

どもこんなに執行残が出るのであれば、予算の組み方事態をやっぱり考えなきゃいかんと思うんで、それは令和元年の予算はもう出来ていますんでね、次年度の予算以降は、予算組む時にこの辺は十分考慮して頂きたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい、副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）今ほど議員からアドバイスも頂きましたので、町としてはですね、出来る限り増やしていこうというような姿勢でいますが、今言われたことも踏まえた中で、新年度以降検討させて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○4番（高田勲議員）良いです。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小峯聡議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。承認第5号は承認する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認する事に決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第34号、沼田町農業振興条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。農業商工課長。

○農業商工課長（瀧本周三課長）はい。議案第34号、沼田町農業振興条例について、沼田町農業振興条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名であります。沼田町農業振興条例、以下条文の朗読を省略させて頂き、条例の提案理由を申し上げます。沼田町の農業は、水稻を中心としながら、麦・大豆・そば等の土地利用型の作物や、ブロッコリー、メロン、加工用トマトなどの野菜や花などを栽培するなど、豪雪地帯特有の厳しい自然環境や、中山間地域として不利な土地条件に即した農業経営の確立のため、経営の近代化、規模拡大、新技術の導入など先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、地域を支える重要な基幹産業として今日の発展を遂げてきました。しかしながら、農業農村を取り巻く環境は依然として厳しく、発行されたTPP11や、日EU、EPA、更には日米物品貿易協定の交渉開始など、急速な国際化による輸入農産物が生産過剰による価格低迷、産地間競争の激化と共に、大雨や低温などによる農地災害の発生、1経営当たりの経営面積の拡大に伴う設備投資の増大など、経営環境は益々深刻化しており、本町農業の将来、方向を見据えた抜本的な対策が必要となって

おります。農業従事者の高齢化や後継者不足による厳しい労働不足など、本町農業の諸問題の解決に町、農業者、生産組織、農業団体及び農業関係企業などが連携協力し、地域全体で取り組み、農業を担う者が夢と誇りを持ち、持続的に経営を維持できる農業を実現させていくために、この条例を制定するものであります。以上、条例の提案理由とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）4番、久保です。昨日も議論しましたが、あえてこういう条例を作ること、町長の思いを改めて伺いたいと思います。

○議長（小峯聡議長）町長。

○町長（横山茂町長）今、提案理由を申し上げた中にもありますが、昨日もそういう思いを伝えたつもりだったんですけども、とにかくその厳しい状況であるその農業情勢を踏まえてですね、我が町の主産業である農業をしっかりと守って行きたいという、そういう思いをこの条例に込めて提案させて頂いたものです。以上です。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第6、議案第35号、沼田町商工業振興条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。農業商工課長。

○農業商工課長（瀧本周三課長）議案第35号、沼田町商工業振興条例について、沼田町商工業振興条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名であります。沼田町商工業振興条例、以下条文の朗読を省略させて頂き、条例の提案理由を申し上げます。沼田町の商工業は、人口の減少により売上げの減少や、経営者の高齢化、後継者不足による廃業の懸念など、非常に厳しい環境におかれており、沼田町の商工業の維持発展に大きな不安が広がっております。商工業は町民の生活に密着しており、町内の商工業の振興及び発展が地域の活性化、引いては町民にとって住みやすい町づく

りに結び付くものでありますので、商工業の経営の安定化、維持、発展が非常に重要であります。商工業の経営の安定化や維持などは、商工業自らの創意工夫と自助努力のほか、町や商工団体などの関係機関の協力も必要であることから、町の振興及び活性化を図り、住みやすい町づくりを推進するためにこの条例を制定するものであります。以上、条例の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第7、議案第36号、沼田町住んで快適住まいる応援条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）議案第36号、沼田町住んで快適住まいる応援条例について、沼田町住んで快適住まいる応援条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。沼田町住んで快適住まいる応援条例。改正条文の朗読を省略し、提案理由を説明致します。今回の条例の前身に当たります、住んで快適暮らして満足移住定住応援条例につきましては、政策的な意味合いの強い条例や、予算であることから首長の任期に合わせて条例案を提出頂いております、平成31年3月31日をもって失効しているところでございます。本条例につきましては、町民の皆さんなどが移住や定住を長期的にお考え頂くきっかけとなる条例と予算と認識しております、その政策的効果を期待して、この度改めて拡充した条例案を提案するものであります。合わせまして、本条例は町民の皆さんの期待値の高い条例であることから、その施行につきましては、平成31年4月1日に遡及させて頂きたいこと。また、令和5年3月31日をもって失効することも合わせて提案しております。以上、条例の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第36号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第8、議案第37号、沼田町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第37号、沼田町課設置条例の一部を改正する条例について、沼田町課設置条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。沼田町課設置条例の一部を改正する条例、沼田町課設置条例（平成11年条例第7号）の一部を次のように改正する。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させて頂きます。町長の執行方針にもありまして、地域課題の解決に向けた施策を、機能的で効果的かつスピード感をもって実行するため、事務分掌を含めた機構改革の実施のため、課の設置条例の改正を行うものであります。1点目は、現政策推進室で所管する政策などに係わる事務、及び現農業商工課で所管する商工業、労働、観光、企業誘致に係わる事務を所管する課として新たに、産業創出課を設け、2点目として、現農業商工課の所管から、商工業、労働、観光、企業誘致に係わる事務を除き、今後のスマート農業にも対応する農業に特化、所管する課として、新たに農業推進課を設けるものでございます。以上申し上げまして提案理由の説明とさせて頂きます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は、原案のとおり決することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第9、議案第38号、沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第38号、沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。以下、条文の読み上げを省略し提案理由を申し上げます。本条例は、満15歳に達する日以降の最初に3月31日までの者を対象とし、医療費の一部を助成することとしておりますが、この中学生までとする15歳の対象を18歳に達する日以降の最初に3月31日までの者、高校生の年代になりますが、年0歳から18歳までの子どもの保健の向上と福祉の増進と更なる子育て環境の充実を図ることとして改正するものです。なお、新たに対象となる高校生の医療費につきましては、本年4月1日から掛かった医療費を遡って適用することとしているものです。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第38号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第10、議案第39号、沼田町放課後児童健全育成事業の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第39号、沼田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、沼田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。沼田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、沼田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。以下、条文の読み上げを省略し提案理由を申し上げます。本条例は、児童福祉法に基づき、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならない事とされており、厚生省令の基準に従い定めるもの又は、参酌して定めるものとしております。平成31年4月1日施行の省令の改正によって、従事する職員の資格について都道府県が行う研修に加え、指定都市も研修を行うことが出来ることとされた事から、この基準の改正に基づき本条例第10条の職員の規定について改正するものです。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第11、議案第40号、沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第40号、沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令

和元年6月20日提出、町長名でございます。沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。以下、条文の読み上げを省略し提案理由を申し上げます。本条例は、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営について厚生労働省令で定める基準に従い条例において基準を定めたものであります。この基準省令の改正に伴い、本条例を改正するものであります。なお、本町においては、これらの事業、事業所については該当がございません。基準改正の内容につきましては、家庭的保育事業等の保育に関し、連携施設を確保しなければならないこと、更に食事の提供についての規定について経過措置が延長されたものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。高田議員。

○4番（高田勲議員）今も前のやつもそうだったんですけども、これは政令指定都市の話で、沼田町的には全く関係ないんですけども条例がある以上は、～出来ないんですけども、そもそも国の方から、自治体は必ず定めなさいというふうになっているので、この条例を政令が変わると条例改正をしてると私は解釈したのですが、それで合っていますでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）そのとおりでございます。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第12、議案第41号、沼田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第41号、沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について、沼田町介護保険条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例、沼田町介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。以下、条文の読み上げを省略し提案説明を申し上げます。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、平成31年4月1日から施行された事によりまして、介護保険料を改訂するため条例の一部を改正するものです。改正の内容につきましては、本年10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当てとして低所得者の、第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化され、従来から軽減措置が行われてきました第1段階への第1号被保険者の軽減措置のため対象を第2段階、第3段階の1号被保険者まで拡大し、減額措置に係る減額幅を所得段階別に保険料の年額を改正するものです。条例第2条第1項には、第1号から第9号まで保険料の額を規定しております。条例第2条第2項から第4項までの規定により、第1号から第3号までの保険料額を軽減された額に読み替えるものとしております。その結果、保険料の額は所得区分の第1段階の1号被保険者は、24,800円から20,700円になります。第2段階の被保険者は、41,400円から34,500円になります。第3段階の被保険者は、41,400円から40,000円になります。この改正により、保険料額は今年度及び令和2年度までの適用としております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第41号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第13、議案第42号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）議案第42号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、改正条文につきましては、煩雑となっておりますので朗読を省略させて頂き提案理由の説明をさせて頂きます。今回の条例の提案につきましては、税率等の改正についてが主なものでございます。先般開催されました、沼田町国民健康保険運営協議会において説明を申し上げ、前年度からの繰越金を保険税に充当していくこと、北海道一本化への準備や国保会計に必要とする費用は、その時の被保険者が負担すべきとする考え方から、その必要賦課額に見合う税率の改正を行うものであります。それにより、一般的に主なものとして、医療給付費分につきましては、所得割を1.55%から3.20%に、均等割を25,900円から32,200円に、平等割を24,000円から27,400円に改め、後期高齢者支援分につきましては所得割を0.83%から1.89%に、均等割を8,900円から12,000円に、平等割を7,900円から10,900円に改め、介護給付費分につきましては、所得割0.88%から1.38%に、均等割を23,700円から24,500円にそれぞれ改正したものであります。なお、昨年度の国保税率につきましては、前年度からの繰越金を相当額充当し、税率を下げることを選択したことから、昨年と比較すると大幅に増額されてはおりますが、一昨年と比較すると微増であります。以上、提案理由の説明とさせて頂き、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第14、議案第43号、沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第43号、沼田町公共下水道条例の一部を改正する

条例について、沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例、沼田町公共下水道条例（平成元年条例第4号）の一部を次のように改正する。以下、条文の読み上げを省略し、提案理由について説明させていただきます。今回の条例の改正につきましては、本年10月から予定してございます。消費税率8%から10%への引き上げに伴いまして、下水道使用料金を改定するものでございます。なお、施行日は令和元年10月1日よりとしておりまして、その間町民に混乱が生じないよう広報、それからお知らせ版、ホームページ等で周知を図り、料金システム修正や料金表の改定などの準備を取り進めてまいるところでございます。以上、提案の理由の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮り致します。議案第43号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第15、議案第44号、沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第44号、沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について、沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例、沼田町個別排水処理施設条例（平成9年条例第6号）の一部を次のように改正する。以下、条文の読み上げを省略し、提案理由の説明をいたします。今回の条例の改正につきましては、先ほど下水道条例でもご説明を申し上げましたが、消費税率の引き上げに伴い個別排水処理施設の使用料を改定するものでございます。施行日につきましては、下水道同様、令和元年10月1日としてございます。下水道と同様に準備を進めてまいるところでございます。以上、提案の説明とさせていただきます。

す。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第16、議案第45号、沼田町水道事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第45号、沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について、沼田町水道事業条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。沼田町水道事業条例の一部を改正する条例、沼田町水道事業条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。以下、条文の読み上げを省略し、提案理由を説明させていただきます。今回の条例の改正につきましては、先ほどから説明させておりましたが、10月からの消費税率引き上げに伴いまして、水道料金並びにメーター使用料を改定するものであり、下水道それから個別排水処理施設と合わせて準備を取り進めることとしております。以上、提案の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第17、議案第46号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第46号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のように変更する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。条文の朗読を省略させて頂き、提案理由を申し上げます。沼田町が加入しております当該組合は、道内の市町村一部事務組合などで組織され、非常勤の公務上の災害または、通勤による災害などに対する補償に関する事務を共同処理する組合であります。当該組合に加入する北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合の3団体は、解散に伴い脱退になることから当該組合理約変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を得ようとするものであります。なお、規約の施行日は、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道知事の許可の日であります。以上申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第18、議案第47号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第47号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条1項の規定によ

り、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のように変更する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。条文の朗読を省略させて頂き、提案理由を申し上げます。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮り致します。議案第47号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第19、議案第48号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第48号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のように変更する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。条文の朗読を省略させて頂き、提案理由を申し上げます。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）ここで暫時休憩いたします。あの時計で10分。3時10分から再開いたします。

14時59分 休憩

15時10分 再開

○議長（小峯聡議長）再開致します。日程第20、議案第49号。令和元年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第49号、令和元年度沼田町一般会計補正予算について、令和元年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町一般会計補正予算（第2号）1頁をお開き願いたいと思います。令和元年度沼田町一般会計補正予算（第2号）、令和元年度沼田町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,984万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,132万2千円と定める。2項を省略いたします。地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表 地方債補正による。令和元年6月20日提出、町長名でございます。13頁をお開き願います。歳出でございます。2款総務費1項一般管理費499万3千円の増額補正でございます。後段24目ふるさと応援費でもご説明をさせていただきますが、ふるさと納税制度について地方税法を改正し、指定機関を設けた中でふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定するよう制度の見直しが行われ、本町においても5月14日付けで基準適合団体としての指定を受けたところであり、6月1日から、基準に沿った中での見直しを図ったところではありますが、今回国の例示する対象経費に含まれない経費も本町ではふるさと納税経費を計上する24目、ふるさと応援費に一括計上していたことから、経費の明確化を図るため、11節需用費及び12節役務費の組み替えを行ったものでございまして、11節需用費は申請書類送付用の封筒、寄附受領証明書送付用の窓空き封筒となっております。12節役務費、通信運搬費は、

証明書などの郵送料となっております。11節需用費、修繕料22万7千円の増は機構改革に伴います課名表示の変更及び、旭町にあります記念塔の文字表示が経年により劣化していることから、修理を行う経費を計上致してございます。12節役務費、手数料2万5千円の増及び15節工事請負費54万円につきましては、健康増進法の一部改正により、7月から役場庁舎等においては、庁舎敷地内における別棟の喫煙所を設置することが生じたことから、法改正に対応する費用の計上を致してございます。18節備品購入費23万7千円につきましては、機構改革による課の配置変更に伴い必要となる書類用のロッカー等の購入費を計上致してございます。3目OA管理費につきましては、13節委託料586万1千円、子ども子育て支援システムの改修業務の計上でございます。国の実施する、幼児教育の無償化において、対象者を抽出するためのシステム改修を行うものでございまして、当初予算においても関係経費を計上させて頂いておりましたが、対象施設、保護者の所得要件など、国の制度確定に伴い、必要となる改修を増額計上いたしたものでございます。なお、この財源として全額を道費、子ども子育て支援事業補助金を計上いたしてございます。9目企画費1,455万円の増額補正でございます。13節委託料、説明欄下段に記載しておりますが、沼田町まるごと自然体験プロジェクト、幌新の森自然学校基本調査委託料1,155万円でございますが、町内に点在する地域資源のパッケージ化及び価値の再認識、磨き上げ、子どもの時から沼田町の歴史や文化を学ぶことの出来る仕組みづくりなどについて検討を行うものでございます。なお、この財源として、国費過疎地域等自立活性化推進事業補助金1,000万円を計上いたしてございます。19節負担金補助及び交付金、300万円の増額計上につきましては、JR留萌本線利用促進対策として昨年まで商工会で実施頂いていた、JR留萌本線応援事業及び日本遺産に認定された、炭鉄港の構成文化財であるクラウス15号蒸気機関車の生誕130年事業などを観光協会との連携で行うものでございます。14頁をお開き願います。10目振興費952万円の増額補正でございます。13節委託料。しごと・未来応援プロジェクト委託753万9千円でございますが、町内企業、事業所においては、労働力の確保に苦慮する状況にある一方、子供たちの就業に対する不安解消に向けたキャリア教育の重要性も増していることから、ホームページによる企業休職状況の提供、沼田町及び町内企業を紹介する動画を作成すると共に、7月から町による無料職業紹介所を開設する事業を行うものでございます。歩いて健康・食べて発見・巡ってにぎわい創出事業につきましては、本町では歩いて暮らせる町づくりを進めており、歩くことによる健康づくりのため、健康と食をテーマに、まちなかホットタウン、暮らしの安心センター等の町内施設を歩いてめぐる事業や、楽しんで参加頂けるように、にぎわいイベントなどを開催し、町民皆さんの健康と地域内外の交流人口の増加を目指すものでございまして、8節報償費20万円の計上につきましては、本町を訪れて頂くための魅力あ

るイベント開催経費として、出演者への謝礼。13節委託料にぎわい活性化イベント委託料71万5千円につきましては、著名人を講師に招き歩くことをテーマとした運動教室の開催及びグループによるイベント開催、ウォーキング運動教室11万円につきましては、イベント当日だけでなく定期的に歩き方の指導を行うための教室開催経費として計上させて頂いております。事業合計で190万1千円を計上させて頂いております。なお財源として道費、地域づくり総合交付金を、しごと・未来応援プロジェクトで350万円、歩いて健康・食べて発見・巡ってにぎわい創出事業で90万円を計上いたしてございます。15頁をお開き願いたいと思います。19目移住定住応援費3,223万円の増額補正でございます。8節報償費、町外通勤者移住支援事業60万円につきましては、町外居住で町内企業に勤務する方が本町に転入する場合に、転入費用の一部を助成する事業。子育て世帯町外通勤者支援事業90万円につきましては、町内に居住する町外企業に勤務する世帯主で中学生以下の子どもを養育する方に対し通勤費用の一部を補助する事業を継続実施するものでございます。19節負担金補助及び交付金、住んで住まいる応援奨励金2,060万円につきましては、住宅取得奨励事業でございまして、40歳以上の方及び新婚の方の新築、中古住宅取得に合わせて行うリフォームなどに対する支援を拡充すると共に、持ち家リフォームへの助成について過去の利用履歴をリセットし、現在持ち家にお住まいの方への支援拡充を図った内容となっているところでございます。なお、本事業に含まれる耐震改修50万円に掛かる財源として、国費社会資本整備総合交付金37万5千円を計上いたしてございます。融雪施設設置助成金40万円につきましては、融雪施設設置費用の一部を助成する事業を継続実施するものでございます。ヤング世代移住促進家賃助成金59万4千円につきましては、若年世代を対象に民間賃貸住宅の家賃の一部を助成する事業でございまして、新たに転勤や転職などで職場が町外に移った方を対象とする拡充を図っております。がんばる高校生応援手当補助金732万円につきましては、未来の沼田を担う人材を育成するため助成する事業を継続実施するものでございます。UIJターン新規就業支援事業補助金100万円につきましては、国の制度を活用し実施する事業でございますが、東京23区に在住または勤務する方が、UIJターンにより定められた企業等に就職した場合に、移住に掛かる費用を助成する事業でございます。なお、財源として道費、地方創生対策推進費市町村補助金75万円を計上いたしてございます。ライフパートナー探し応援事業30万円につきましては、結婚に前向きに取り組む方に対し、結婚相談所など、専門機関などへの入会金等の費用の一部を助成する事業を継続実施するものでございます。移住定住ブランディング戦略会議交付金51万6千円につきましては、本町の魅力をインターネットで発信するためのウェブCMの作成及び移住者と町民が交流するための移住者交流ハウス運営を継続実施するものでございます。セルフリノベーションハウス事業につきま

しては、大学で建築などを学ぶ学生・大学等と連携し、老朽化した町有の住宅をDIYで新しく生まれ変わらせ、その様子をインターネットで発信し、本町への移住生活をイメージして頂くと共に、移住体験者のちょっと暮らしに活用する事業でございますが、札幌からの大学生の送迎を委託するものとして計上いたしておりましたが、町直営でのバス運行とするために委託料を減額し、同額を職員旅費、燃料費へ組み替えるものでございます。16頁をお開き願いたいと思います。22目、光ファイバー管理費につきましては、新たに電柱に光ファイバーを敷設する場合に、調査に手数料が必要となったことから、15節工事請負費から組み替えるものでございます。24目、ふるさと応援費201万4千円の減額補正でございます。8節報償費及び13節委託料は、9款消防費でご説明申し上げる、災害時用トイレトレーラー整備事業に要する経費でございます。8節報償費、記念品23万円の増につきましては、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングでの寄附者に対する返礼品であり、13節委託料、ふるさと納税広告等掲載PR委託料136万円の増につきましては、ふるさと納税を取り扱うサイトに対する給付額に応じた委託料を支出する経費でございます。11節需用費69万8千円の減及び12節役務費290万6千円の減は、1目一般管理費でもご説明させて頂きましたが、ふるさと納税経費の明確化のため予算計上科目を組み替えるものでございます。17頁をお開き願いたいと思います。3款民生費1項1目社会福祉費総務費647万円の増額補正でございます。消費税率の10%への引き上げに伴い、低所得者及び3歳半未満の子どもを養育する世帯の消費に与える影響を緩和することなどを目的として、国が実施するプレミアム付商品券事業に要する経費でございます。11節需用費15万円の増は、事業実施における消耗品等の事務経費でございます。12節役務費10万5千円の増は、対象者への通知郵便料でございます。13節委託料は、本事業の対象者を抽出するためのシステム改修に222万3千円、プレミアム付き商品券販売委託料390万2千円につきましては、プレミアム25%分、340万円とクーポン券販売、印刷などの事務経費となっております。14節使用料及び賃借料につきましては、複写機使用料として8万円を計上させて頂いております。なお、この財源として全額を国費にて計上致してございます。2目高齢者福祉費826万6千円の増額補正でございます。19節負担金補助及び交付金、高齢者世帯等除雪費交付金406万8千円につきましては、在宅の高齢者に対し玄関前及び屋根、窓の除雪経費の一部助成を行う事業を継続実施するものでございます。28節操出金419万8千円につきましては、福祉避難所である養護老人ホーム和風園で実施する非常用発電機整備における地元負担額について操出を行うものでございます。3目介護支援費583万7千円の増額補正でございます。28節操出金、介護保険特別会計操出金226万4千円につきましては、消費税率改定による増収分を原資に、低所得者の第1号被保険者の保険料軽減の強化などに要する経費について

操出を行うものでございます。なお、この財源として国費50%道費25%の介護保険低所得者保険料軽減負担金合計160万8千円を計上いたしてございます。特別養護老人ホーム特別会計操出金357万3千円の増につきましては、2目高齢者福祉費でご説明させて頂きました、和風園と同様に、旭寿園で行う非常用発電機整備における地元負担額について操出を行うものでございます。18頁をお開き願いたいと思います。2項児童福祉費212万円の増額補正でございます。8節報償費、子育て世帯冬季暖房経費助成事業170万円につきましては、中学生以下の子どもを養育する世帯に対し、冬季暖房経費の一部を助成する事業を継続実施するものでございます。9節旅費から18節備品購入費につきましては、国が10月から実施することとしている、幼児教育の無償化に係る事務経費、合計42万円を計上させて頂いております。なお、この財源として全額道費にて計上致してございます。3目子育て医療費、20節扶助費、高校生医療費助成事業150万円につきましては、これまで医療費の助成対象を中学生までとされていたものを新たに高校生まで拡大し、子育て環境の更なる充実を図るものでございます。5目子育て交流広場費111万5千円の増額補正でございます。14節使用料及び賃借料テレビ受信料1万5千円につきましては、当初予算捕捉時の誤りによる補正でございます。18節備品購入費110円につきましては、ふるさとづくり基金へのご寄附を活用し、鉄遊具の充実を図るものでございます。19頁をお開き願いたいと思います。4款衛生費、1項、2目健康推進費9万7千円の増額補正でございます。13節委託料、季節性インフルエンザ任意予防接種委託料6万1千円につきましては、従来インフルエンザ予防接種の個人負担は中学生まで無償化いたしておりましたが、対象を新たに高校生まで拡大し、子育て環境の更なる充実を図るものでございます。20節扶助費、風疹抗体検査費用助成事業3万6千円につきましては、国の進める風疹対策に要する費用として5月の第5回臨時会提案の補正1号でも議決頂いておりますが、指定の医療機関以外で検査を実施した場合でも助成の対象とするための費用を計上させて頂いております。なお、この財源として国費、疾病予防対策事業費等補助金1万8千円を計上いたしてございます。5目母子保健費12万4千円の増額補正でございます。13節委託料乳幼児健診委託料2万4千円及び20節扶助費妊婦歯科健診費用助成事業6万円につきましては、子どもの虫歯予防には保護者の意識の変化が重要である事から妊娠期からの歯科検診費用を助成し子育てにおける歯科保健を推進するものであります。新生児等生後1か月健診費用助成事業4万円につきましては、従来個人負担で受信頂いていたものを無料化し、他の助成制度と組み合わせ妊娠から出産、子育てにおける経済的負担を軽減するものでございます。9目暮らしの安心センター費111万3千円の増額補正でございます。11節需用費修繕料2万2千円の増につきましては、暮らしの安心センターの施設表示板修理に～を植栽するものでございます。15節野菜畑造成工事20万円につきましては、

デイサービスを利用される方の生きがいと健康づくりのために整備を行うものでございます。18節備品購入費89万1千円につきましては、歩行訓練時に姿勢を確認するエクササイズミラーやリクライニング車椅子、マッサージテェアなどを導入する経費を計上いたしております。20頁をお開き願いたいと思います。6款農林水産業費1項2目農業総務費19節負担金補助及び交付金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金202万7千円につきましては、1経営体のトラクター導入に係る補助で、補助率3分の1でございまして、同額が歳入で措置されるいわゆるトンネル予算の計上でございます。7目農業総合対策費2,095万4千円の増額補正でございます。19節負担金補助及び交付金、農地流動円滑化推進事業補助金114万1千円につきましては、農地の流動化対策の第7期となる事業でございまして、北海道農業公社買入れの農地取得額の1%を助成するものでございます。沼田町有害鳥獣駆除対策委員会交付金1,846万5千円の増につきましては、野生鳥獣による農作物被害を防ぐために更新地区において電牧柵5キロの延長整備を行うものでございます。なお、この財源として道費、中山間地域所得向上支援事業補助金、補助率55%。1,015万5千円を計上いたしてございます。農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金41万8千円につきましては、3経営体の行う台風大雪に対する農業用ハウス補強対策に係る補助で補助率2分の1でございまして、同額を財源計上いたしております。加工用トマト作付奨励事業補助金93万円につきましては、水稻との複合経営を推進し、多様な作物などの導入により農業経営の高度化を図ることなどを目的に奨励金を交付するものであります。なお、この財源として財産収入農産品売払収入を計上いたしてございます。9目農産加工場製造費6万7千円の増額補正でございます。計上させていただきます経費につきましては、加工用トマトの機械収穫などについて国道の研究機関、大学などと共同研究を平成28年度から実施しているものでございまして、本年度も継続実施することとなり、所要の経費を計上するものでございます。なお、この財源として、諸収入、経営体強化プロジェクト研究費70万5千円を計上いたしてございます。21頁をお開き願いたいと思います。14目利雪農業推進費19節負担金補助及び交付金、沼田町利雪研究会補助金8万6千円の増額補正でございますが、来年の東京オリンピック会場にて本町で雪冷蔵した道内の桜を咲かせるプロジェクトに取り組んでおり、本年8月に現地で開花試験を計画している事から派遣旅費分について増額計上するものでございます。2項1目林業振興費19節負担金補助及び交付金、沼田町有害鳥獣対策委員会交付金109万円の増額補正でございますが、箱わな1基の追加購入、樋熊捕獲助成、捕獲出役手当、生態調査などを実施し、樋熊駆除対策を強化するものでございます。22頁をお開き願いたいと思います。7款商工費1項1目商工業振興費4,200万円の増額補正でございます。19節負担金補助及び交付金、沼田町商工業活性化サポート事業補助金400万円につきましては、商工業

者が自ら企画する活性化事業に対して補助を行うものです。魅力アップ沼田活性化支援事業補助金500万円につきましては、新たに事業を継承する場合の店舗整備に助成する事業継承支援及び食品表示法改正に伴う表示ラベルの作成などに助成する事業を設け、制度の拡充を図っております。中小企業特別融資利子及び保証料補助金300万円の増及び、21節中小企業特別融資貸付金3,000万円の増につきましては商工会からの要望を受けて、融資枠を1億2,000万円拡大し、3億2,000万円とするものです。なお、この財源としては、貸付金は年度内回収となることから諸支出金、諸収入、中小企業特別融資貸付金元利収入として貸付同額の3,000万円を計上いたしております。2目観光費277万円の増額補正でございます。11節需用費印刷製本費27万円につきましては、周辺8市町と連携し実施する、周遊観光事業、北空知南留萌こどもパスポート事業のフリーペーパー印刷代となっております。19節負担金補助及び交付金コミュニティ助成事業補助金250万円につきましては、宝くじの収益金を財源として自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の補助内示を町内1団体が受けたことから歳入歳出同額計上を行うものでありまして、太鼓の新規購入補修を行うものであります。23頁をお開き願いたいと思います。8款土木費2項1目道路橋梁維持費、15節工事請負費、ほたるの里案内標識撤去工事90万円につきましては、北竜3交差点から恵比島に向かう道道峠下沼田線において、本年度道路改良が実施されることとなり、道路占用を受けて設置している案内標識の移設を求められているところですが、腐食が進んでいることから撤去することとし、経費を計上いたしております。3項1目河川総務費13節委託料、樋門樋管操作管理委託3万6千円の増額補正につきましては、道単価改正に伴う補正計上でございます。同額を財源計上いたしております。4項1目公共下水道費28節操出金、公共下水道特別会計操出金8万2千円の減額補正につきましては、特別会計における前年度繰越の確定に伴うものでございます。24頁をお開き願いたいと思います。9款消防費1項2目防災費1,738万3千円の増額補正でございます。大規模災害時における避難所などの衛生環境維持のため導入する、牽引式トイレトレーラーに要する経費を計上しているものでございます。なお、この財源としてクラウドファンディングによる、ふるさと納税寄附の整備年度分168万3千円と、トイレトレーラー整備事業債1,570万円を計上致しております。10款教育費1項1目教育委員会費、9節旅費、費用弁償8千円の増額補正につきましては、教育委員に要する費用を計上致しております。2目事務局費342千円の増額補正でございます。12節役務費手数料7千円の増、19節負担金補助及び交付金、防火管理者研修負担金15千円及び危険物取扱者研修等負担金2万円につきましては、教育施設として多くの施設を管理しており、複数の資格者配置の体制を整えるために要する経費を計上致しております。青少年スポーツ文化振興助成金30万円につきましては、中学生までを対象とし、

大会・コンクール参加に要する経費の一部を助成するものでございます。25頁をお開き願いたいと思います。2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費、修繕費40万円の増額補正につきましては、昨冬に発生致しました校舎の雨漏りにつきまして、原因箇所の補強修繕を行う経費を計上いたしてございます。なお、同額を諸収入、公有物件建物災害共済金で計上いたしてございます。3項中学校費2目教育振興費13万4千2百円の増額補正でございます。8節報償費9万2千4百円につきましては、中学校卒業生に記念品として、夜高あんどん祭りの半纏を贈り卒業を祝うものでございます。9節旅費から13節委託料につきましては、中学生の部活動における送迎負担を軽減するため、町所有のバスなどにより、大会の送迎を新たに行うものでございまして、9節旅費は町直営による運行時の職員旅費、13節委託料は民間等に運行委託時の費用を計上致してございます。4項社会教育費2目社会教育推進事業費3万1千1百円の増額補正でございます。11節需用費、消耗品費7万1千円の増につきましては、道内の炭鉱・鉄鋼・港湾と、それらを結ぶ鉄道が炭・鉄・港として日本遺産に認定されたことを祝う懸垂幕作成に要する費用を計上致してございます。13節委託料、クラス15号防犯システム設置委託24万円は、本町の貴重な文化財を保全するため防犯カメラシステムを導入する費用を計上いたしてございます。4目化石体験館費7万4千5百円の増額補正につきましても同様に防犯カメラシステム及びセンサーライトの導入に要する経費を計上いたしてございます。5目化石レプリカ工房費4万8千円の増額補正でございます。11節需用費2万8千5百円の増につきましては、骨格標本の補修に要する費用を計上いたしてございます。26頁をお開き願いたいと思います。18節備品購入費1万2千3百円の増につきましては、化石クリーニングに用いるコンプレッサー2台が経年により使用不能となった事から購入するものでございます。6目生涯学習総合センター費5万6千5百円の増額補正につきましては、2款総務費1項1目一般管理費でご説明いたしました役場庁舎と同様に、健康増進法の一部改正に対応し、喫煙所を設置するための費用を計上いたしているものでございます。9目ほたる学習館費7万6千8百円の増額補正につきましては、防犯カメラシステム及びセンサーライトの導入に要する費用を計上いたしてございます。5項保健体育費3項体育施設費10万4千8百円の増額計上につきましては、南テニスコートのフェンスが腐食老朽化していることから、管理小屋を含め撤去するものでございます。4目スキー場管理費15万9千5百円の増額補正でございます。9節旅費1万9千円の増は、リフト運行の講習受講旅費を計上しているところでございます。11節需用費、15万7千6百円の増につきましては、シーズン終了後に行なった点検により、リフト及び圧雪車の修繕に要する経費を計上致しているものでございます。5目海洋センター費、11節需用費、消耗品費10万9千円の増につきましては、乳幼児用の水遊び遊具の購入、修繕料1万9千3百円につきましては、経年によるシャワーの温度調節不良修繕に要す

る費用を計上いたしているものでございます。27頁をお開き願いたいと思います。

12款諸支出金1項1目共通物品費につきましては、財源移動でございます。5目ふるさとづくり基金費800万円の増額補正につきましては、9款消防費でご説明申し上げましたトイレトレーラーの導入においてふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる寄附額を、800万円と見込み基金への積み立てを行う予算を計上いたしているところでございます。8目移住定住応援基金費7,000万円の増額補正につきましては、住宅奨励事業のサンセット期間4年間における事業費を推計し、基金への積み立てを行う予算を計上いたしているところでございます。13農地流動化基金費2,200万円の増額計上につきましては、本年度から3年間で事業期間とする第7期農地流動化対策において、期間中における事業費を推計し、基金への積立を行う予算を計上いたしているところでございます。なお、財源として、農業振興基金からの組み替えを計上いたしております。19目青少年スポーツ文化振興基金費300万円の増額計上につきましては、事業継続に当面必要とする額を基金に積立てを行う予算を計上いたしているところでございます。8頁に、お戻り願いたいと思います。8頁、歳入でございます。12款地方交付税1項1目地方交付税5,602万5千円を減額するものでございます。前年度繰越金の確定による計上と、今回歳出に特定財源などを充当し、地方交付税を減額いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金112万円の補正増でございますが、歳出3款民生費でもご説明申し上げました、介護保険料軽減繰出の国庫対象額の2分の1の計上でございます。2項1目総務国庫補助金1節総務管理費補助金1,037万5千円の補正増でございますが、社会資本整備総合交付金37万5千円は、歳出2款総務費でご説明申し上げました、住宅耐震改修の国庫補助対象額の4分の3の計上でございます。過疎地域等自立活性化推進事業補助金1,000万円につきましても、歳出2款総務費でご説明申し上げました、沼田町まるごと自然体験プロジェクトへの補助金の上限額の計上でございます。2目民生費国庫補助金1節児童福祉費補助金5千円の補正増でございますが、歳出3款でご説明申し上げました子育て交流広場運営経費の国庫補助対象3分の1の計上でございます。2節社会福祉費補助金647万円の補正増でございますが、歳出3款でご説明申し上げました、プレミアム付商品券発行事業に係る歳出補正額と同額の計上でございます。3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金1万8千円の増額補正につきましては、歳出4款でご説明申し上げました風疹抗体検査利用助成事業の国庫補助対象2分の1の計上でございます。9頁をお開き願いたいと思います。17款道支出金1項1目民生費道負担金1節社会福祉費負担金56万円の補正増につきましては、国費でも同様の説明を申し上げましたが、歳出3款民生費でご説明申し上げました介護保険料軽減繰出の道費対象額の4分の1の計上でございます。2項1目総務費道補助金1節総務管

理費補助金515万1千円の補正増につきましては、土地利用規制等対策事業交付金1千円は交付基準の増によるものでございます。地方創生対策推進費市町村補助金75万円につきましては、歳出2款総務費でご説明申し上げましたUIJターン新規就業支援事業の道費対象額の4分の3の計上でございます。地域づくり総合交付金440万円につきましては、歳出2款総務費でご説明申し上げました、しごと・未来応援プロジェクトの道費対象額の2分の1、350万円。歩いて健康食べて発見巡って賑わい創出事業の道費対象額の2分の1、90万円となっております。2目民生費道補助金2節児童福祉費補助金628万6千円の補正増につきましては、子ども子育て支援交付金5千円の増は、国費でも同様の説明を申し上げましたが、歳出3款でご説明申し上げました、子ども子育て交流広場経費の道費補助対象3分の1の計上でございます。子ども・子育て支援事業費補助金628万1千円につきましては、歳出2款総務費及び3款民生費でご説明申し上げました、幼児教育無償化に係るシステム改修及び事務経費と同額の計上でございます。4目農林水産業費道費補助金1節農業費補助金1,260万円の補正増につきましては、歳出6款でご説明申し上げました、農業機械導入に係る補助と同額計上の、強い農業・担い手づくり総合支援交付金202万7千円、中山間地域所得向上支援事業補助金1,015万5千円につきましては、電牧柵設置事業の道費対象額の55%、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金は歳出と同額でございます。3項2目土木費委託金1節河川費委託金、樋門樋管管理事務委託金3万6千円の増につきましては、歳出8款土木費でご説明申し上げました樋門樋管管理委託料の改定に伴います財源でございます。10頁をお開き願いたいと思います。18款財産収入2項3目生産物売払収入29万2千円の増につきましては、農産加工品売払収入でございます。19款寄附金1項2目総務費寄附金1節ふるさとづくり基金寄附金800万円の補正増につきましては、歳出9款消防費でご説明申し上げましたトイレレーラー整備事業の実施に当たり、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる寄附見込額でございます。20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金5,150万円の補正増につきましては、平成30年度決算処理として積立を行いました5,000万円及び5月の第5回臨時会提案の補正1号で議決頂いております特別職の給与減額分と同程度の繰入を行い各政策事業財源とするものでございます。3目ふるさとづくり基金繰入金、以下につきましては、先程歳出でご説明申し上げました各事業財源として繰入を行うものでございます。11頁をお開き願いたいと思います。11頁中段、21款繰越金1項1目繰越金9,602万4千円の増額につきましては、前年度繰越額確定に伴います補正でございます。22款諸収入3項2目中小企業特別融資貸付金元利収入3,000万円の増額につきましては、歳出7款商工費でご説明申し上げました中小企業特別融資貸付金につきまして制度上、年度内回収を行う事としていることから歳出と同額計上しているものでございます。12

頁をお開き願いたいと思います。4項5目雑入369万1千円の補正増につきましては、歳出6款農林水産業費でご説明申し上げました農産加工場が行う共同研究の財源として計上している経営体強化プロジェクト研究費70万5千円、公有物件建物災害共済金48万6千円につきましては、歳出10款教育費でご説明申し上げました小学校校舎改修費用と同額を計上しているものでございます。コミュニティー助成事業補助金250万円につきましては、歳出7款商工費でご説明申し上げました太鼓の購入、修繕に対する補助金と同額を計上しているものでございます。23款町債1項5目消防債1,570万円の増は、歳出9款消防費でご説明申し上げましたトイレトレーラー整備事業の実施に当たり、緊急防災減災事業債を財源として計上しているものでございます。4頁にお戻り願いたいと思います。4頁第2表、地方債補正。追加でございます。起債の目的、トイレトレーラー整備事業。限度額1,570万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。以上を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○8番（上野敏夫議員）8番。上野です。23頁の工事の五ヶ山のほたるのPRをしてある電気の照明を道道の拡張によって、撤去しなきゃなんない。町長が交流人口とかって言っているんであれば、その素晴らしい看板をどっかに移動できないのかな、または出来たら高規格道路辺りの高速道路に持って行ったりしてね、立派な看板を上手く活用する方法は考えているんか。その辺をお聞かせください。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）ほたるの里の案内看板でございますが、現状腐食が進んでいる状態でございます。移設をかけてそのまま使うのは不可能かなというふうに判断しております。ただ、議員おっしゃる通りでございます。周辺の道路案内標識、青看板がございますが、あれにはほたるの里ですとか、ほろしん温泉という表示がされております。そういった中で今後においてもそういった道路管理者の設置する標識等にですね、記載をして頂けるように要請を続けて参りたいと思っております。

○8番（上野敏夫議員）わかりました。

○議長（小峯聡議長）他に。久保議員。

○3番（久保元宏議員）3番久保です。3つ。13頁なんですけど、下段、企画費で国の補助で幌新の森自然学校基本調査委託。これはせつかく国から頂くのに、1,000万円程のお金を改めてなんですけど、他にアイデアが無かったのかなって、現在沼田町に近々に～考えがあるのでしょうか。他にアイデアが無かったのかなという事

と、1,000万円の調査をするのであれば、実際に行うのであれば、1,000万円の調査をして、10万円の事業をするっていう訳では無いんで、更に大きくするような展望をもし、あるのだから、これをやっているだというのが1つですね。2つ目が17、18頁なんですけど、プレミアム付商品券、これでシステム改修費に222万3千円。これは結構金額大きいかなと思うんですけど、この程度の作業だったら職員で出来ないのかなと、ここで浮いた部分をその財源を町民サービスにより手厚く出来ないのかなという印象を持ちましたんで、そこも伺いたいと思います。3つ目ですね、25頁でございます。クラス15号、中ほどに書いてあります。日本遺産という事で～しいことなんですけど、一般財源から今回支出しているんですけど、～に関しても補助金を頂きたいというのに持ってきて、日本遺産のメリットで国なり道からお金を頂くことが、今回はなくても将来あるのか、もしくは然るべき上部団体からお金が入って、それを回って将来来るのか、そうでなければ、看板とか、PR事業とか、～利用とか、今後、日本遺産になったというだけで町の一般財源の支出だけに終わってしまうというゆうになるのか。3点伺います。

○議長（小峯聡議長）誰が。政策推進室長。

○政策推進室長（中野栄治室長）幌新の森自然学校基本調査委託料1,155万円の件でございます。これは先程、全員協議会でも説明した案件でございますが、やはり、交流人口の増大のために、今、沼田町には、たくさんの資源が点在しております。それらを結びつけるストーリーですね。で、1個1個では発揮できない効果を発揮するという町長の施策にもありましたとおり、今後の沼田町の観光のメインを作り上げるということで考えておりますので、この1千万の国庫補助金の使い道としては最も重要な部分だという考えで提案させて頂いているところでございます。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）2点目の17頁、プレミアム商品券のシステム改修の関係でございます。222万という事で多額の経費になってございますが、これにつきましては、本町、基本的にシステム電算化という中において、HARP協議会において加入をしておるところでございます。それで精査された額という中でございます。金額についてはそのような感じでございます。また、職員においての回収がというお話もありましたが、こういったものはセキュリティー管理上、資格のないものが出来るような性質のものではないということでご理解を頂きたいというふうに思います。次、25頁、炭鉄鉱の関係でございますが、捕捉している範疇においては補助金というようなものはないものと認識はしております。ただ、こういった認定を受ける事によって、全国からの注目度ですとか、そういったものにおけるメリットというものはあると思いますので、その効果を最大限に活用して参りたいというふうに思っております。

○議長（小峯聡議長）他に。はい。鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）1番。鵜野です。昨日の町長の執行方針の中にもあったんですけども、トイレトレーラーの導入ということで、この財源をふるさと納税のクラウドファンディングを募って、それを財源にしたいんだというふうに言ってるんですけども、この事業はなぜクラウドファンディングで募るのかという質問と、これによって、財源が欠如した時にはどっからどういうふうに出てくるのかということをお聞きしたい。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）24頁のトイレトレーラー整備事業のご質問頂いたところでございますが、クラウドファンディングにつきましては、既に全国の中で防災用のトイレトレーラーということで導入実績がございます。また、こういった防災に対する熱い思いと申しまししょうか、そういった方々がいらっしゃるのも事実でして、その先行事例においては、クラウドファンディングを用いた、こういった防災のクラウドファンディングを扱うサイトを活用して寄附を集めている実績もございます。そういった中で本町におきましても、出来得る限り、地元負担を軽減する為にそういったノウハウを持ったサイトを活用しながら、寄附を集めたいというふうに思っているところでございます。

○1番（鵜野範之議員）足りなかったら、集まらなかったら。

○総務財政課長（前田昌清課長）すみません。クラウドファンディングには2パターンあるというふうに聞いてございます。目標額を設定し集まらなければ、寄附されないと言いまししょうか、交付されないものと、今回につきましては、万が一なんですけども、例えば、本町、今、800万円という目標立てておりますが、例えばの話が600万円しか寄附が集まらなかったとしても、目標額に達しなかったとしても寄附が行われた額については、寄附を受ける事が出来るタイプのクラウドファンディングでございます。もしも、その中で寄附が足りない場合には、予定額まで達成しない場合につきましては、一般財源また緊急防災事業債、これらのものを活用しながら事業実施したいと考えております。

○議長（小峯聡議長）はい。他に。はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）4番、高田です。13頁のJR留萌本線利用促進対策事業補助金。補助金になっているから、きっと観光協会かどっかに交付して、やってもらうんだらうなというふうに思っているんですけども、例えば、乗車券の配布事業なんかは29年度予算、30年度予算等で商工会の中でもやった実績がございます。あれについてはですね、補助金の名前が商店街の活性化とか中心市街地の活性化ということを目的とした補助金でしてJRの利用というのは第2次的な効果と、いえると思います。ただ、今回の観光協会に払い出される予定のこの留萌本線の利用促進対

策事業ですから、留萌本線の利用が第1位であるというふうに考えております。ところで、副町長でも、町長さんでも、担当の課長さんでも結構ですが、商工会で過去に2回この事業やっておりますが、3,000枚ずつ配っているんですね。乗車率どの位かご存知か。利用率っていったか、使用率。あのですね。意外と乗ってないんですよ。これが平成30年の3月にやったやつだと思うんです。29年度の最後の予算を使って、その時がですね、回数券ですんで、期間3ヶ月、その間で3,000枚配布して実乗車が1,684枚。56.1%。それから今年のお正月にやったやつがあります。これがですね3,000枚配布して1,792枚、実乗車。これが59.7%でした。6割これ実は行ってないんですよ。で、商工会がまちなか賑わいとか、商店街の活性化の為にやる事業と違って、今度はこの辺の数値が求められると思うんですけども、ま、あまりそこまでまだ、計画というか制度設計されていないかもしれませんが、もし、この辺どういうふうにやろうかっていうふうに思いがあれば、聞かせて頂きたい話と、あと、ほたる館紹介なんかのね、その予定も何かどっかで見たような気がしたんですけども、これについても、去年ですね、7月の26日とか28日にほたる鑑賞会とひまわり鑑賞会ってやっているんですよ。2日で大体50人強でした。利用人員が。で、掛ったお金が約40万。ですから1人当たりにしたら8,000円位掛っているんですよ。この辺のコストっていうものをどういうふうに判断しているのか。どっちにしてもやる時はですね、なかなかその行政コストも考えながらこれらはやらなきゃならんと思うし、とにかく乗車券の配布事業なんかは、今、商工会2回やって6割未満の奴をね、やっぱり8割位には上げないと、これちょっとやっぱり問題なのかな、町民目線で見たら問題なのかなってふうな感じがするんですけど、その辺も含めて事業をこういうふうにやっていきたいって思いがあれば、お聞かせ頂ければ今日はそれでいいです。

○議長（小峯聡議長）いいですか。はい。

○町長（横山茂町長）細かな事が調整が出来ていなくて、あれですが、具体的な中身については、これから詳細についてはですね、説明、調整させて頂きたいと思っておりますけども、言われるように執行率だとか、いわゆる効果ですね、事業効果については、当然示していかなければならないというふうに思っておりますので、より効果の上がるその環境を昨年までやってきた事業をベースにしながらですね、対応できるように調整をさせて頂きたいと思えます。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○4番（高田勲議員）良いよ。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありますか。はい。篠原議員。

○5番（篠原暁議員）5番。篠原です。化石レプリカ工場のレプリカの修繕ということで、先程説明がありましたんで、そのことを2点お聞きしたいんですけども、ヌマ

タネズミイルカのレプリカ、今、幌新の化石体験館で展示中のものと、それから貸出用にレプリカ工場の、ゆめっくるで展示したりしてましたけれども、2体あったと思うんですけども、2体を両方直すという予定なのかということですね。2つ目、この修繕と言うのは、5月に行ったヌマタネズミイルカの命名者である一島博士が講演の中で、これは復元が間違ってますね。って指摘を受けた事に端を発したものかなというふうに推察してますけども。ということなんで、皆さん聞いていた方も含めてですね、多くの方が分かっていると、ということなので、せっかくそれを受けて直すので、こっそり直すということではないと思うんですけども、ちゃんと直りました。ということでは何かお披露目展示とか広報とかを出来る予定があるのかどうか。ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。次長。

○教育次長（三浦剛次長）ます、一つ目の今回のこのレプリカ、ヌマタネズミイルカのレプリカの修繕につきましては、当面、1体という事で考えております。今、レプリカ工房スタッフにつきましても、以前はレプリカの修正に係る技術というものを持ち合わせいたんですが、今、まだまだ技術等が備わっていない部分もございますので、その辺も自分たちの勉強も含めながら、今回、1体分の修正という事で考えさせて頂きまして、まずは展示を優先して今回作業に当たりたいというふうに考えてございます。また、お披露目につきましては、今後、完成した段階です、どの位ちょっと修正に時間を要するか、その辺も不透明な部分もございますので、出来上がり次第その辺を検討させて頂きまして、お披露目させて頂くことを検討していきたいと思えます。以上でございます。

○議長（小峯聡議長）宜しいですか。

○5番（篠原暁議員）はい。ありがとうございます。

○議長（小峯聡議長）他に質疑。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第49号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第21、議案第50号。令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（安念昌典園長）議案第50号、令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。別冊の沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）の1頁をお開き下さい。令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、令和元年度沼田町の養護老人ホーム特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,572万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,576万5千円と定める。2項については省略させていただきます。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。令和元年6月20日提出、町長名でございます。今回の補正の主な内容についてご説明いたします。昨年の北海道胆振東部地震によって起きました町時間停電の教訓を踏まえ、非常用発電機の整備に係る補正でございます。6頁の歳出をお開き頂きたいと思っております。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費15節工事請負費7,449万8千円の増額についてですが、今、お話しした地震の長時間停電の教訓を踏まえ、非常用発電機を整備しますが、タンクとして950リットルの軽油タンクを用い、施設内のボイラーの運転、それから廊下、トイレ等の共用部分の照明、厨房機器の運転、それから給水ポンプ、ナースコール、エレベーター等の電源を確保いたすものでございます。なお、施設内の各居室についても、コンセントが自由に使えるようになります。そういった非常用発電機の設置を行うものでございます。25節積立金123万円につきましては、前年度繰越金の確定に伴い基金積立金として処理するものでございます。5頁の歳入をお開き願います。歳入につきましては、5款繰入金1項1目1節基金繰入金1,133万円の減額についてですが、5月臨時議会で、議決頂きました大規模修繕等に係る経費を予算計上しておりましたが、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を財源とすることで、繰入金の方を減額したものでございます。2節一般会計繰入金419万8千円につきましては、非常用発電機整備事業の財源を、町負担分として繰り入れて頂くものでございます。6款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴い1,266万を増額し、先ほど、ご説明いたしました大規模修繕などの財源といたしました。12款町債です。1項1目総務債1節総務管理債7,030万円につきましては、先ほどから説明しております非常用発電機整備事業の実施に当たり、非常用発電機整備事業債を財源として計上しているものでございます。2頁にお戻り願いたいと思っております。下段第2表、地方債補正でございます。

起債の目的、非常用発電機整備事業。限度額、7,030万円。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。以上、ご説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）4番、高田です。一番最後の7頁にね、地方債の調書が付いているんですが、3つに分けている。それで、メインになるのが緊急防災減災事業のやつで、これが確か7割位補填がある。そして、過疎対策債だから、過疎債だってその位はきっとあるんだろうなと思う。ただ、この一番上の金額560万なんだけど、介護サービス事業債ってそんなにないのかなと思ったんだけど、やっぱり決まりで使わなきゃならないのかどうなのかだけ聞きたい。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）介護サービス事業債ですけども、先に申しあげますと、使わなきゃいけない。何の部分かと申し上げますと養護老人ホームですと、従来からの措置部分、介護サービス事業分がございます。介護サービス事業分につきましては、緊急防災事業債並びに過疎債は対象外ということになっております。使える起債が介護サービス事業債しかないという状態になっておりますので、整備事業財源としては、これを使わざる負えないという実態になります。なお、この起債につきましては、交付税の参入はございません。以上です。

○4番（高田勲議員）はい、いいです。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第22、議案第51号。令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（森田秀幸園長）議案第51号、令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。別冊、沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の1頁をお開き願います。令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、令和元年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,377万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,591万7千円と定める。2項については省略いたします。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。令和元年6月20日提出、町長名でございます。今回の補正の内容をご説明いたします。平成30年度からの繰越金の確定に伴うものと非常用発電機整備事業に関わる補正です。6頁歳出をお開き願います。1款総務費1項1目一般管理費15節工事請負費6,367万3千円は昨年の北海道胆振東部地震による長時間停電対策で旭寿園に非常用発電機を整備するものです。この非常用発電機で暖房、給湯ボイラー、厨房の電気製品、トイレ廊下等の共有照明、電話、ナースコールなど必要最低限の使用に対応できる容量となっております。2款事業費1項1目事業費13節委託料10万4千円の増額につきましては、利用者健康診断委託料を当初予算時に単価を誤ったことによる不足分の補正です。戻りまして、5頁をお開き願います。4款繰越金1項1目繰越金1節繰越金は前年度繰越が確定し、45万6千円の減額となっております。5款繰入金1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金357万3千円は非常用発電機の財源として計上しております。1節特別養護老人ホーム基金繰入金56万円は繰越金が減額となったことと、利用者健康診断委託料を補填するものです。7款道支出金1項1目総務費補助金1節総務管理費補助金450万円は非常用電気整備の財源として計上しております。8款町債1項1目総務債1節総務管理債5,560万円も非常用発電機の財源として計上しております。歳出歳入については以上です。戻りまして2頁、第2表地方債です。起債の目的は非常用発電機整備事業です。限度額は5,560万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第23、議案第52号。令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。施設長。

○施設長（森田秀幸施設長）議案第52号、令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について、令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。別冊、令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第1号）の1頁をお開き願います。令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第1号）、令和元年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,190万7千円と定める。2項については省略いたします。令和元年6月20日提出、町長名でございます。今回の補正の内容について説明いたします。平成30年度からの繰越金の確定と平成30年度の損害賠償責任保険金の確定に伴う増額補正となっております。5頁をお開き願います。中段以降の歳出から説明いたします。1款総務費1項1目一般管理費11節需用費169万8千円の増額です。平成11年度の開設以来19年経過しており、継続使用している設備や備品等の緊急的に必要とする修繕等の費用として計上させて頂いております。次に上段歳入を説明いたします。5款繰入金1項1目繰越金1節繰越金は前年度繰越が確定し、106万4千円の減額となっております。6款諸収入1項1目1節雑入276万2千円は平成30年度分のなごみ灯油流出事故による損害賠償責任保険金の金額確定したのが令和元年5月であることから令和元年度の収入としております。以上、説明終わります。ご審議の程宜しく願います。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入り

ます。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第24、議案第53号。令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第53号、令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算について、令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第2号）1頁をお開き頂きたいと思っております。令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、令和元年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,388万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億715万3千円と定める。2項を省略いたします。令和元年6月20日提出、町長名でございます。歳出から説明をいたします。7頁をお開き頂きたいと思っております。歳出の1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料134万3千円の増額補正ですが、本年10月から実施される消費税引き上げに伴い介護保険の1号被保険者の低所得者の軽減強化が実施されることに伴い介護保険料の引き下げに伴うシステムの改修費用に掛かる委託料を増額するものです。この財源につきましては、全額国庫補助金の事業費補助金となっております。続きまして、2款保険給付費、次の頁の8頁3項4項含めまして、財源を補正するものです。介護給付費準備基金繰入金を減額とし、前年繰越金の一般財源と保険料軽減による繰入金増として、計上しております。3款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金992万8千円の増額につきましては、繰越金の確定に伴い繰越金を返還金に充当した残りを基金に積み立てとするものです。次の頁、9頁をお開き頂きたいと思っております。4款地域支援事業費2項1目包括的支援事業・任意事業費につきましては、9節旅費、11節需用費、19節負担金補助及び交付金において主任介護支援専門員更新研修に係る費用について増額補正をするものです。2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費14節使用料及び賃借料、介護サービス請求ソフト使用料1万2千円については年額使用料が当初予算において1年分の使用料を1月分の使用料のみ計上したため、

増額補正させて頂くものです。5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者還付金につきましては過年度の被保険者の保険料を還付する為、1万8千円の増額とするものです。2目償還金1, 248万1千円の増額補正につきましては過年度の国、道等への介護給付費等返還金として増額補正をするものです。財源につきましては、前年度繰越金による一般財源としております。5頁をお開き頂きたいと思えます。歳入です。1款介護保険料1項1目第1号被保険者介護保険料224万1千円の減額につきましては、介護保険料の第1から第3段階までの被保険者を対象とした軽減措置が行われることにより介護保険料の減額分を補正減とするものでございます。2款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金4万6千円の増額は、包括的支援事業・任意事業交付金の増として歳出で説明いたしました包括的支援事業に係る費用に対する補助金を計上するものです。4目事業費補助金134万3千円の増額補正は歳出で説明いたしましたシステム改修費用に掛かる全額について収入を見込み増額補正するものです。4款道支出金3項道補助金1目地域支援事業交付金2万3千円の増額におきましては、包括的支援事業・任意事業交付金として包括的支援事業に係る交付金を増額するものです。6頁をお開き頂きたいと思えます。6款繰入金1項1目一般会計繰入金226万4千円の増額ですが、歳出で説明いたしました地域支援事業に係る繰入金2万3千円と低所得者に係る保険料軽減に係る保険料減額とした同額を繰入金として、224万1千円を補正増とするものです。2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金1, 146万8千円の減額補正ですが、平成30年度からの繰越金3, 392万1千円になりますが、国などに返還する過年度介護給付費返還金などの諸支出金などを充当してもなお基金からの繰り入れを行わずに財源を確保出来ることから基金からの繰入金、当初予算について全額減額するものです。7款1項1目繰越金、前年度の繰越金が3, 392万1千円となり、前年度繰越金を増額して補正増とするものです。平成30年度の決算状況につきましては、当初介護保険事業計画に基づき当初予算編成時に介護給付費を見込んで、基金の繰り入れなどを行う対応する予算としておりましたが、特別養護老人ホーム等の施設入所者の見込みが少なかったこと等から実績より多く繰越となる予算となっております。以上説明といたします。ご審議の程宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）最後の繰越金のことなんですけども、イメージ的に介護保険会計って大体3億5, 6, 000万だよなってイメージがあって、断面で見た時に3, 300万あまりのその繰越金が出たっていうのは、課長今お話いろいろされてましたけども、どうもそれだけじゃないような気もしているんですね。確かに過年度の介護給付費等の返還等も1, 200万程あるみたいなんだけれども、いつもこんな体

系のお金の転がしだったのかどうなのかことだけお聞かせ下さい。

○議長（小峯聡議長）保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）今年度の予算につきましては、介護保険事業計画が30年から32年という計画で推計をしたもので、29年度中に計画をしたものです。前年度から前年度、前々年度と2,000万台で昨年は2,900万の繰越をしています。

○1番（高田勲議員）分かった。良いよ。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第25、議案第54号。令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第54号、令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について、令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）1頁をお開き頂きたいと思っております。令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、令和元年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ341万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,350万円と定める。2項を省略いたします。令和元年6月20日提出、町長名でございます。7頁をお開き頂きたいと思っております。歳出から説明をいたします。1款2項1目運営協議会費につきましては、運営協議会委員の保険に係る総合事務組合負担金につきまして、委員の交代により不足となる額を増額し、旅費、費用弁償を同額減とするものです。3款1項1目国民健康保険事業納付金ですが、北海道に収める事となります国民健康保険事業納付金の額が当

初予算では北海道から示された仮係数の額としていたことから、確定された額が1億4,379万7千円となり、その差額を減額とするものです。続きまして、歳入について説明いたします。6頁をお開き頂きたいと思っております。1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民保険税2,696万9千円の減額補正するものですが、国民健康保険税につきましては、北海道に納付します事業納付金の財源となるものであり、昨年度からの繰越金をもって、減額とし、保険税の必要額を1,119万6千円といたしております。保険税率につきましては、必要賦課額を基に、先ほど議決頂きました条例改正により、保険税率によって、それぞれ減額するものでございます。5款1項1目繰越金2,355万9千円の増額補正ですが、平成30年度の余剰金2,355万9千円を今年度に繰り越したことによる増額補正となります。以上説明とさせていただきます。宜しくご審議の程お願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第26、議案第55号。令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第55号、令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について、令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年6月20日提出、沼田町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）1頁をお開き頂きたいと思っております。令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、令和元年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,483万7千円と定める。

2項を省略いたします。令和元年6月20日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

ご審議の程お願いいたします。

○議長(小峯聡議長) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(小峯聡議長) 日程第27、議案第56号。令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(村中博隆課長) 議案第56号、令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について、令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算(第1号)1頁をお開き下さい。令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算(第1号)、令和元年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億963万2千円と定める。2項を省略させていただきます。令和元年6月20日提出、町長名でございます。今回の補正につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金の確定による補正と消費税引き上げに伴います使用料を増額補正するものでございます。6頁をお開き下さい。

(「説明省略」の声あり)

ご審議の程お願いいたします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第28、議案第57号。令和元年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第57号、令和元年度沼田町水道事業会計補正予算について、令和元年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年6月20日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）1頁をお開き下さい。令和元年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）、第1条、令和元年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。以下、お目通し頂き、省略させていただきます。資本的支出、第3条、予算第4条本文中括弧書中21,987千円を22,265千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。以下、お目通り下さい。下段、棚卸資産購入限度額、第4条、予算第8条中3,362千円を3,640千円に改める。令和元年6月20日提出。町長名でございます。今回の補正につきましては、先ほど、条例の一部改正につきまして、議決を頂きました。消費税引き上げに伴いまして、水道料金収益の増額分を補正するものでございます。7頁をお開き下さい。

(「説明省略」の声あり)

ご審議の程お願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第29、同意第3号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（横山茂町長）同意第3号。教育委員の任命について提案をさせていただきます。下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。提案の理由といたしましては、今年3月15日付で前教育委員の伊藤淳氏の辞任に伴い、次の方を選任いたしたく、ご提案をさせていただきます。提案する方につきましては、住所が沼田町北1条3丁目1番12号。生年月日、昭和50年4月28日生まれ44歳です。氏名は松尾敦史氏をご提案申し上げたいと思います。略歴につきましては、平成10年に北海道工業大学を卒業後、有限会社松尾住設に就職、現在は会社役員として働かれ、この間、商工会青年部長、沼田小学校PTA会長、沼田町PTA連合会長、沼田町社会教育委員等を歴任され、長年にわたり、教育行政に対し、尽力されているなど、経験、見識の広い方でもあり、地域活動にも貢献されており、まさに適任者であることから、本日、ここにご提案申し上げますので、ご同意受け溜まりますようお願い申し上げます。令和元年6月20日提出。沼田町長。以上、宜しくご審議の程、お願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑討論は省略する事に決しました。本案について、採決いたします。お諮りいたします。同意第3号は、原案のとおり同意する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。ここで暫時休憩をいたします。追加案件配ったらすぐ始めたいと思えます。休みますか。45分まで。

16時40分 休憩

○議長（小峯聡議長）まだ、休憩中ではありますが、先ほどの人事案件で町長の方から、若干、町長の方から、説明したい事がありますので。

○町長（横山茂町長）前任者が委員さんが途中で辞任されましたので、任期がこの9月末までという状況になっております。改めて、残任期間ということで、9月にまた

改めてご提案をするということで、補足という事でお願ひします。

16時45分 再開

(議事日程の追加)

○議長(小峯聡議長) はい。それでは再開いたします。議事日程の追加について、お諮りいたします。只今、町長より議案5件、事務局より発議2件、その他1件、決議案2件、陳情2件、請願5件が追加案件として提出されました。この際これを日程に追加したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第30、議案第58号、健康福祉総合センター非常用発電設備整備工事の請負契約についてから、日程第46、請願第8号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書提出をもとめる請願についてまで、以上17件、日程に追加することに決しました。

○議長(小峯聡議長) 日程第30、議案第58号。健康福祉総合センター非常用発電機設備整備工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(村中博隆課長) 議案第58号。健康福祉総合センター非常用発電機設備整備工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負契約の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、健康福祉総合センター非常用発電機設備整備工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、5,918万円。契約の相手方、深川市文光町10番10号、株式会社西口電気代表取締役社長西口健一。工事場所、沼田町南1条3丁目。工期、契約の日から令和2年1月14日まで。令和元年6月20日提出。町長名でございます。次頁をお開き下さい。資料といたしまして、入札参加業者名を記載してございますので、お目通し願ひます。本工事の概要について説明いたします。今回整備いたします非常用発電機でございますが、昨年9月に発生いたしました北海道胆振東部地震に伴いまして北海道全域で停電、ブラックアウトが発生いたしました。本町でも、町民の生活に大きな影響があったことは記憶しているかと思ひます。すでに郊外の避難所におきましては、小型発電機を配置し、備えているところでございますが、健康福祉総合センターふれあいにつきましては、災害時の福祉避難所として指定しているところでございます。停電時でも適切に対応できるよう非常用発電機を設置し、町民の安全安心、地域の防災力の向上を図って参ります。以上、健康福祉総合センター非常用発電設備整備工事の概要説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願ひいたしま

す。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第58号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（終了時間の延長）

○議長（小峯聡議長）ここで、議長より終了時間の延長について宣告いたします。本日の会議は全ての日程が終了するまで延長したいと思います。

○議長（小峯聡議長）日程第31、議案第59号。一般国道275号五ヶ山橋配水管移設補償工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第59号。一般国道275号五ヶ山橋配水管移設補償工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負契約の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、一般国道275号五ヶ山橋配水管移設補償工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、5,610万円。契約の相手方、沼田町字旭町31番地186、有限会社松尾住設代表取締役松尾孝次。工事場所、沼田町字北竜～字沼田。工期、契約の日から令和2年2月28日まで。令和元年6月20日提出。町長名でございます。次頁をお開き下さい。資料といたしまして、入札参加業者名を記載してございますので、お目通し願います。本工事の概要について、説明を申し上げます。現在、北海道開発局で施行してございます。国道275号五ヶ山橋架替工事に伴いまして仮移設しておりました水道管を新橋に乗せ換える為の工事であります。本管敷設については、口径250mm、敷設延長L115.9mを施行いたします。現在の仮道、迂回路の方に敷設してございます。151.2mの仮設管を撤去する工事内容となっております。

以上、一般国道275号五ヶ山橋配水管移設補償工事に概要説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第32、議案第60号。スクールバス購入事業に係る物品の購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第60号。スクールバス購入事業に係る物品の購入契約について。下記のとおり物品契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。1、契約の目的、スクールバス購入事業。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約金額、2,123万円。4、契約の相手方、旭川市永山2条14丁目1番21号、北海道日野自動車株式会社旭川支店支店長荒谷教世。5、内容、スクールバス（普通乗合バス、41人乗り）1台購入でございます。6、納期、契約の日から令和2年1月31日まで。令和元年6月20日提出。町長名でございます。次頁をお開き下さい。資料といたしまして、入札参加業者を記載してございます。本事業の概要について説明いたします。今回購入しよういたしますバスは、平成4年に購入し26年が経過した57名乗りのバスを教育局のへき地児童生徒援助費等補助金を活用し、更新するものでございます。少子化に伴い大型バスの利用頻度が減りまして、維持費用も嵩むことから、中型の41人乗りのバスを購入するものでございます。以上、スクールバス購入事業の概要説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

ます。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第33、議案第61号。ロータリ除雪車購入事業に係る物品の購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第61号。ロータリ除雪車購入事業に係る物品の購入契約について。下記のとおり物品契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。1、契約の目的、ロータリ除雪車購入事業。契約の方法、一般競争入札。契約金額、6,806万8千円。契約の相手方、札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル、ナラサキ産業株式会社北海道支社取締役兼常務執行役員北海道支社長濱谷裕。内容、ロータリ除雪（2.60m・3,400t級、スイングオーガ付）で1台購入でございます。納期、契約の日から令和2年2月28日まで。令和元年6月20日提出。町長名でございます。次頁をお開き下さい。資料といたしまして、入札参加業者を記載してございますのでお目通し頂きたいと思っております。本事業の概要について説明いたします。今回購入しようとする機械は、平成2年に購入し、28年が経過した大型ロータリ除雪車でございます。老朽化や経年劣化に伴いまして修繕費等も嵩んでいることから規格等同様の作業能力を持ちますロータリ除雪車を社会資本整備総合交付金を活用し、購入するものでございます。受注生産の為、納期については2月28日となっておりますが、1日でも早く納入できるよう受注業者と協議を進めて参ります。以上、ロータリ除雪車購入事業の概要説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しく願います。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第34、議案第62号。沼田町第6次総合計画基本構想の策定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。政策推進室長。

○政策推進室長（中野栄治室長）議案第62号。沼田町第6次総合計画基本構想の策定について。議会の議決すべき事件に関する条例（昭和38年条例第35号）第2号の規定により、沼田町第6次総合計画基本構想を別冊のとおり提出する。令和元年6月21日提出。町長名でございます。ここで提案理由を申し上げます。沼田町第6次総合計画基本構想につきましては、別途概要についてご説明を申し上げたところでございますが、議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定により提案するものでございます。子どもたちが誇りをもてるふるさと創造沼田町を将来像とし、オールぬまたで夢とやさしさにあふれる町を育み、子ども達が帰って来てくれるふるさとづくりを進めていく決意を込めて、本基本構想をご提案申し上げます。なお、基本構想の範囲につきましては、将来像、重点戦略及び基本目標としております。本議会の議決を頂きたく、ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第35、発議第2号。議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。本件は議会発議であります。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認め、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

○議長（小峯聡議長）ご本案について採決いたします。お諮りいたします。発議第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉会中の所管事務調査の申し出について）

○議長（小峯聡議長）日程第36、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は各常任委員会が調査終了までの閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際、説明を省略し許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可することに決しました。

（発議の審議）

○議長（小峯聡議長）日程第37、発議第3号。沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件は議会発議であります。この際、説明・質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認め、説明・質疑・討論を省略することに決しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。発議第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（決議の審議）

○議長（小峯聡議長）日程第38、決議案第1号。丸山穂高衆議院議員の言動に対する抗議と北方領土問題の平和的解決が求める決議についてを議題といたします。本件は議会における決議であります。この際、説明・質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認め、説明・質疑・討論を省略することに決しま

した。本案について採決いたします。お諮りいたします。決議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(小峯聡議長) 日程第39、決議案第2号。国民の安心な日常生活を守る為の良質な医療の確保・提供に向けた「医師の働き方改革」を大きく進展させる決議についてを議題といたします。本件は議会における決議であります。この際、説明・質疑・討論を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認め、説明・質疑・討論を省略することに決しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。決議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(陳情の審議)

○議長(小峯聡議長) 日程第40、陳情第1号。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出をもとめる陳情についてを議題といたします。お諮り致します。本陳情は会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって陳情第1号は、委員会付託を省略することに決しました。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論の省略をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認め、説明・質疑・討論を省略することに決しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。陳情第1号は採択すべきものとして決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものとして決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第41、陳情第2号。新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出をもとめる陳情についてを議題といたします。お諮りいたします。本陳情については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって陳情第2号は、委員会付託を省略することに決しました。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認め、説明・質疑・討論を省略することに決しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。陳情第2号は採択すべきものとして決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものとして決しました。

（請願の審議）

○議長（小峯聡議長）日程第42、請願第4号。特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書提出をもとめる請願についてを議題といたします。お諮りいたします。本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって請願第4号は、委員会付託を省略することに決しました。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小峯聡議長）高田議員。

○4番（高田勲議員）4番高田です。提案理由は結構ですが、質疑・討論は行って頂きたいと思っております。

○議長（小峯聡議長）それでは、質疑、討論をいたします。質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小峯聡議長）高田議員。

○4番（高田勲議員）特別支援学級のことに関する意見書のわけですが、言っていることは分かるんですが、これをやるとねどれだけお金が掛かるのか、国にいろんなことを要望したりするのは結構なことですけどもね、財源はいかがするのか、もっと問

題なのは職員の数は満足にいいのか。特別支援を受ける子どもを教える先生ですから、きっと特殊な免許もいるのかなというふうに思いますが、その辺紹介議員は分かっているのかどうなのかご質問をいたします。

○議長（小峯聡議長）はい。紹介議員が先に、はい。

○5番（篠原暁議員）5番篠原です。紹介議員になっておりますので、只今の質疑にお答えしたいと思いますけれども、今高田議員がおっしゃったとおり、当然高額のたくさん予算が必要になってくるという事は十分理解するところですが、この説明の中にあるように、今この特別支援の学校の現場というのは本当に大変な状況になっております。財源の問題というのは、勿論避けて通れないのですけれども、この現場の窮状に何とか応えていくということが必要なのかなというふうに判断して紹介議員ということにさせていただきました。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。高田議員。

○4番（高田勲議員）質問に答えて頂いてないと思います。財源はどうするんだという話、それから教職員の数は足りているのかいという話です。再度質問します。

○議長（小峯聡議長）篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい、篠原です。財源については、申し訳ありません私の方で判断できるものではなかったもので、それについての今、考えは持ち合わせておりません。教職員については、当然これに必要な教職員を充てなければならぬということ、それについても又財源が必要となってくることと思っておりますけれども、そこの所の措置をして頂ければならぬということの判断のみであります。

○議長（小峯聡議長）高田議員。

○4番（高田勲議員）教職員の数は今の状態では足りてないと思うんですけども、今の状態では、そういう解釈でよろしいか。

○議長（小峯聡議長）篠原議員。

○5番（篠原暁議員）おっしゃるとおり現状では、すぐに特別支援学校を増やしたとする場合には教職員は当然充足していないという事になると思っておりますので、設置基準も改変して教職員を増やしていくという事が必要になってくると思っております。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○4番（高田勲議員）いいです。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご質疑なしと認め、討論に入ります。ご意見ございませんか。高田議員。

○4番（高田勲議員）4番高田です。今の質疑で分かったとおり、確かに特別に支援をしている子どもには、温かい、大事ないろんな方策で、やらなきゃいかんというの

は分かるんですけども、お金のこともそうだし、一番問題なのは教員がどれだけ対応できるかという話だと思っております。ですから、設置基準を将来的にわたって見渡すことには賛成するけども、現段階では時期尚早、私はこの意見書には反対させていただきます。

○議長（小峯聡議長）他にご意見ございませんか。長野議員。

○7番（長野時敏議員）子ども数が減っています。それに合わせて学校数、学級数が減ってきています。結果として、今いる教員の数をなかなか増やせない状況があります。結果として、新採用をあまり取れない状況がずうっと続いています。これが教育現場で今非常に、特に空知ではこの10年間で150校の小中学校が100校になりました。そういう状況の中で、特別支援学級に入るとみなされる子ども達が増えています。その中で学校はやり繰りをしていますので、今の現状の教員の数を、学級数、学校数が減れば、減っていくんですけども、それを維持しながら今の体制を何とかやり繰りするというのが課題ですので、子どもの減少に合わせて教員の数を減らすのではなくて、今の教員の数を維持しながらやっていければ、現状の体制をですね維持しながら対応できていくというのが現在の状況ではないかなと私は感じております。以上です。

○議長（小峯聡議長）現状の説明はいいですが、この請願に賛成か。

○7番（長野時敏議員）請願に賛成です。

○議長（小峯聡議長）他に意見。はい、上野議員。

○8番（上野敏夫議員）8番上野です。私の近くにも本当にいろんな、1対1の先生じゃなかったら対応できない子ども達が目の前にいます。本当に沼田で生まれた子どもが、先生がいる、いないよりも沼田町で守るっていう事は特別大事なことだと私は思っています。この上程について私は大賛成させていただきます。

○議長（小峯聡議長）他にご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認めます。討論を終結いたします。請願について裁決いたします。お諮りいたします。本請願は、原案のとおり採択する事に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小峯聡議長）挙手6名であります。よって本請願は採択すべきものとして決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第43、請願第5号。「これからの高校づくりに関する指針」の見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書提出をもとめる請願についてを議題といたします。お諮りいたします。本請願については会議規則第92条

第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって請願第5号は、委員会付託を省略することに決しました。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認め、説明・質疑・討論を省略する事に決しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。請願第5号は採択すべきものとして決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本請願は採択すべきものとして決しました。

○議長(小峯聡議長) 日程第44、請願第6号。「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書提出をもとめる請願についてを議題といたします。お諮りいたします。本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって請願第6号は、委員会付託を省略することに決しました。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(小峯聡議長) はい、高田議員。

○4番(高田勲議員) 4番高田です。説明は良いので、質疑・討論は行って頂きたいと思います。

○議長(小峯聡議長) はい、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(小峯聡議長) はい、高田議員。

○4番(高田勲議員) 先ほどの話と同じなんですけどね、これも教職員の数が心配だし、お金の心配も～それで国は、たしか35人学級までは縮めても良いよってというような指針を出していたような、あとは都道府県の配慮とか、そういうことを委ねられているのかなというふうに間違っていたらごめん、私は理解しているんだけど、道だってそんなお金ないのに簡単に出来ないけども、この意見書は国の責任でというふうに書いてあるんだけど、まあ確かに35人学級の方がそれは素敵なクラスになる

と思うし、有難いことにうちの小学校1年生から中学校3年生までは全員35人以下学級になっているんで、ただ全国的なことを考えればそうではないのかなという気もする。これだけお金が絡む問題なので簡単に意見書を通すのは如何かなと思うけども、紹介議員のまたコメントを聞きたい。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○5番（篠原暁議員）5番篠原です。先ほどと同様の内容にならざるを得ないですけども、国に対してこういうことを求めるということについての趣旨については、ある程度ご理解頂けるというふうに思いますけれども、これについての当然、教員の定数に絡む予算的なことについては、何がしかの財源を確保しなければならないというのは当然のことで、それについて今具体的な意見、考えというのは持ち合わせておりません。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。はい、大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）学級編成の考え方として、小学校1年生は35人となっていると思うんです。それで2年生から6年生は40人、中学生は40人という考え方で、原則として同学年の生徒で編成するとなっていると思うんです。それで、たまたま沼田の場合は40人いないからいいんだけども、じゃあ40人の学級生徒のクラスを35人にしないとしないのは、その5人の差ってどこにあるんだろうと思うんです。ということは、どういうことかということ、例えば35人だったら1学級でいいんですよね、65人いたら2学級ですよね。例えば32人と33人。それなら35人以下になるでしょ。122人だったら4学級なんですよ。30人、30人、31人、31人。そうすると今請願まで出されて、国の責任による35人以下の学級の前進を進めるといふところの意味というのがどこにあるのか、僕はちょっと理解できないんでその辺を分かれば教えて頂きたいと思います。

○議長（小峯聡議長）篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい、議長。今大沼議員が指摘されていることを、いますぐちょっと整理できないでおりますけども、40人と35人の差によって、1クラスか2クラスになってしまうかという事は、その境界付近にある人数であれば当然起きてくることなので、その差はやはり意味があるのかなというふうに思っているのですけども。

○議長（小峯聡議長）大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）あの個別の学校ごとの実情に合わせて弾力的なクラス編成ができるということをご存知ですか。

○5番（篠原暁議員）はい。

○10番（大沼恒雄議員）それは大丈夫ですね。今、47都道府県において、小学校の低学年を中心に国の今の基準、40人35人を下回る少人数の学級が多くなってい

るということは実態というのは、ある程度把握していると思うんです。その中で、この35人の請願を求める、クラスに対する請願を求めるということは、どういう事なんだろうかと、同じ質問をさせて頂くんですけど、それとですね、さっきの話にちょっと戻るけど特別支援学校の編成は6人ですよ。学校は6人です。学級は8人ですよ。それで、重複障害の方については3人ということも踏まえて考えてね、全日本例えば、これは全日本教職員組合さんが出している物だと思うんです。それを、連絡会さんの方で出してる。だからその考え方がもうちょっと請願を出しているうちにおいてね、どういうふうにしっかり、どこの部分が足りないのだろうと、どの部分が多いのだろうという事をもうちょっと明確に説明して頂ければ有難いんですけど。

○議長（小峯聡議長）篠原議員。

○5番（篠原暁議員）明確にお答えできるかどうか、あまりあれですけども、今おっしゃった事で多少理解が進んだ気がしますけど、ご指摘のように多くの場合、実際に35人以下である実態がありますから、これを求めるという事が実際的に、そんなに効果というか、意味を持つものではないというのはあると思いますけれども、国の責任でということは、勿論全国的にそういう実態がある中で、大規模校の解消ということには大きな効果があると思いますので、沼田のことっていう事ではなくても国の教育の在り方として35人以下のそういう制度を作っていくとを求めていくというふうに考えております。

○議長（小峯聡議長）いいですか、他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。高田議員。

○4番（高田勲議員）先ほどと同じ問題～財源も分からないし、ただ国の責任といっているのだけであれば、あまりにも身勝手すぎるような意見書だと、だから私は反対します。もっと具体的に、こういうお金を使ってこうなさいというのだったらもっともっと～あると思うんですけど、このままの状態では議論出来ない。だって紹介議員が答えられない。ですから、私は反対します。

○議長（小峯聡議長）他にご意見ありませんか。はい、長野議員。

○7番（長野時敏議員）私は意見書に賛成です。なぜかと言いますと、40人学級で1学年80人。これは2クラスなんですよ。で、もし35人学級であれば、26名、26名、27名、合計79名です。ということは3学級をキープできるんです。ということは、その学校に先生が、その学年3人は定数として残せるんです。それが沼田では全学年35人以下なので、あまり関係ないと思われるかもしれませんが、空知全体、北海道全体、日本全体で考えた時35人学級を行うことで教員の定数を維持できるんですよ。ところが40人学級のままだって、このまま子ども達の数が減っていつ

た時、学校にいる教師の定数を減らさざるを得ない、学級も減にならざるを得ない。同じような事が義務教育ではない高校の場合も当てはまっていくんですよ。間口減ということで狙われている部分がありますが、教員の数を減らすことで財源を減らすことはできます。ただ、子ども達に教師一人当たりの教師の数を下げることで、今の学校にいる教員の数を減らさなくて済むんですね。教員を増やすという事ではなくて、教員一人当たりの子どもの数を減らすという事で現状維持でいけるんです。その結果、中学校であれば教科担任を今までどおり、それから部活の先生も今までどおりという事が維持できることが期待できます。例えば、授業の数、授業時数でいえば、中学校でいえば、5教科の先生というのはなかなか減らさないですね。国社数理英なんていうのは、後は体育の先生も学校にいた方がいいだろう。家庭、技術・家庭の先生もやっぱりいた方がいいだろう。そこで狙われるのは、音楽・美術の先生なんですよ。その先生方は、まあいなくてもしょうがないな、音楽はピアノ引ける先生がいないから残しておこう、じゃあ美術はしょうがないなとなるとA先生、国語のA先生が、例えばですよ国語の先生が美術も教えるなんていうことが沼中レベルの学校だと起きてくるんですよ。そうなったときに国語の先生は一生懸命美術を教えます。

○議長（小峯聡議長）簡潔にお願いします。

○7番（長野時敏議員）はい、その分、授業の素人の先生が美術を教えます。それから、本来国語の先生なんだけれども、教材研究の時間もちょっと下がらざるを得ない。という事で質の低下の恐れもあるんですよ、そういう事で教員の数は減らさない方向で行った方が良く、増やすというよりも少子化で今先生の数が黙ってても減りますから、それを防ぐ一つの方法として35人学級は有効です。高校の間口も合わせて同じです。という事で私は、この35人学級の前進については賛成です。以上です。

○議長（小峯聡議長）他にご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本請願について裁決いたします。お諮りいたします。本請願は、原案のとおり採択する事に賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（小峯聡議長）挙手4名であります。従って、本請願は否決されました。

○議長（小峯聡議長）日程第45、請願第7号。「給食費の無償化」を求める意見書提出をもとめる請願についてを議題といたします。お諮りいたします。本請願は会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって請願第7号は、委員会付託を省略することに決しました。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小峯聡議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）4番高田です。説明は省略で、質疑・討論は行って頂きたいと思います。

○議長（小峯聡議長）説明は省略という事で良いですか。それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小峯聡議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）これもですね。財源の話もなんも、どこにも書いていないので、非常に不安な意見書になるんだろうと思うんですけども、～のこと言っているんだけどね、沼田では支援が必要な家庭の子どもは給食費は免除になっていると思うんです。ですから、～普通に給食費を払っている方が、親が給食費を払わなくても良くなると思うんですけども、紹介議員は、この町で今給食費を払えない人がどのくらいいて、給食費を払っている～の件数が何件あるのかご存知か。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい、篠原です。今、沼田町の実態について承知しているかというご質問でしたので、それについて私は、この意見書の紹介議員になるということについて、その後調査をしたということはありませんので、今ご指摘のように、ある程度の人数は給食費を払っていない家庭もあるだろうという認識で留まっております。

○議長（小峯聡議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）まあ、相変わらず一つも質問に紹介議員が答えてくれない状況ですので、これ以上質問しても無理なのかなと思いますので、次に進めてください。

○議長（小峯聡議長）はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）4番、高田です。やっぱりねお金の絡む問題で、すぐ出来る町もあれば、出来ない町もある。これはまだ国でと書いてありますけども、～それは良いのかも知れないけども、ただそれを財源の当てもなく、ただ単にむやみに国にすぐ求めることが私は反対ですので、この意見書には反対をさせていただきます。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、他にご意見。はい、畑地議員。

○2番（畑地誉議員）2番畑地です。私は、賛成でございます。理由についてはです

ね、多分給食費の未払い問題というか、先ほど高田議員が言われたように、家庭の状況とかそういうところは別にして、お金持っていても払わないといった事案も多々あるし、また先生方が非常に困っているというような状況も聞いたことがございますので、沼田町では未払いは、私はPTAにいた時は把握してないというような報告も聞いておりますけども、国レベルで考えた場合には給食費を無償化する事によってですね、自治体同士で例えば給食費を無償化するというようなそういう政策をですね、打ち出すことの差も埋められるのではないかなというふうに思っておりますので、無償化に関してはですね私は賛成をさせて頂きたいというふうに考えております。

○議長（小峯聡議長）他に、はい大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）賛成意見、反対意見が両方出たから、どちらかの意見になっちゃうんですけど、生活保護世帯、それから準用保護世帯に対しては給食費は支給されております。平成30年度の学校給食費実地調査調べにおいては、公立の小学校では98.8%なんですね。それで公立の中学校では79%が給食を実施しているんです。だから100%、100%ではないということの一つ理解してないとならないと思うんです。その中でですね、私は思うんだけど、生活の基本というのは、各々が自立して生活することだと思うんですよ、その中で自力で生活できない人を支援するのが行政の役割だと僕は思うんです。それで、国や行政の機能として所得の再配分という役割も当然あるかと思うんですけども、今給食費を只にしてもらわなくてもいい、それから医療費も只にしてもらわなくてもいいという家庭の考え方ってあるんですよ、それはどうしてかという、私たちが払える世帯、世帯と言ったらいいかな、家庭が払えるんだから払います。払えない人達のために私たちは助けてあげますよっていう考え方を今ね、持っている考え方も若い世代が増えて来ています。だから何でもいいから無料で、何でもいいから援助すればいいというね、これはちょっと行政がた側の何というか傲慢な考え方が出てくるのかなって本当思います。そういった意味で言えば、今きっちりしている、例えば就学援助についても各市町村、それは負担の強弱はあるかもしれないけど、きっちりやってるはずなんですね、そういった意味では一般家庭の給食費に対しての補償だっているのは私は反対したいと思っております。以上です。

○議長（小峯聡議長）他にご意見ありませんか。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）私も反対をさせて頂きます。お金があるのに払えないというのは親のモラルの問題でありまして、これを国に補償してもらおうという何ものも無いのかなというふうに思っておりますし、例えば沼田町の話で言いますと、お米に関しては北いぶき農協から2ヶ月分の提供を受けたり、そういった民間のボランティア精神といいますか食育の中からもですね、そういった提供を受けながら給食も行われているという事で、これが一概に無償化になった時に、そういった動きを鈍化させるよう

な気にもなりますので、私としては意見書には反対をさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）他にご意見ありますか。ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本請願について採決いたします。お諮りいたします。本請願は原案のとおり採択する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

○議長（小峯聡議長）挙手6名であります。よって、本請願は採択すべきものとして決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第46、請願第8号。日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書提出をもとめる請願についてを議題といたします。お諮りします。本請願は会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって請願第8号は、委員会付託を省略することに決しました。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小峯聡議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）4番高田です。これも、意見書を見ると中身が分かるので、質疑と討論だけは、やらせて頂きたい。

○議長（小峯聡議長）はい、説明を省略し、質疑・討論をすることといたします。これより質疑に入ります。質疑ありますか。

（「議長」の声あり）

○議長（小峯聡議長）はい。

○4番（高田勲議員）4番、高田であります。紹介議員にご質問をさせて頂きたいと思えます。非常に類似した意見書がですね、平成30年の第4回定例会です、採択されて国とかに送られてます。その意見書との違いを説明して頂きたい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○2番（畑地誉議員）只今質問にありましたことについて答えさせて頂きたいと思えます。まずですね、昨年度に同じような意見書が出されているということは、私も聞き及んでおります。ただ、その時は紹介議員でなかったもので、ちょっと不正確な部分があったら申し訳ないですが、私が聞き及んでところの説明をさせて頂きたいと思えます。12月の末との違いなんですけども、実はタグという言葉が急に出て来て、TAGという事で日米の独禁協定、まあいわゆる本当はFTAではないのかとい

うような恐れがあった中でタグという事に絞ってですね、12月は意見書を出させて頂いたというふうにお聞きしております。今回の部分についてはですね、5月のですねトランプ大統領の来日によって、急に情勢が変わるのではないかとという恐れがありましたのでTPPのもと、米国が承認といいますか加盟をする条件として、日本では77万トン。米で言えば77万トンをミニマムアクセスで受けているところを5万から6万トン近くの米を追加で輸入をさせるというような、そういった条件。諸々まだ説明をするとあるんですけども、そういった条件をですね1回白紙に戻して、もう1回交渉し直そうやというような事をいうことから考えますと、以前の条件では不満だと、これ以上もっと突っ込んで貿易交渉に手を加えるという事が非常に見え見えであると、しかも5月の27日に確かツイッターだと思えますけども、トランプ大統領ツイッターをやっていますので、ツイッターの中でもですね、8月のいわゆる選挙後に良い答えが出るような、そういったニュアンスもしております。ですから今回、6月の定例に出させて頂いたというのは、5月のトランプ大統領の言動あるいは日本国内での情勢を踏まえた中での、今回の意見書という事で前回の12月の違いはそこにあるというふうに考えております。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）トランプ大統領が勝手に言っているだけであって、どこの報道機関がそれを書いているのか僕は存じ上げないが、例えば昨日の道新でもね、切り貼りですよ、米国は牛肉や豚肉などの農業分野でTPP水準を求めているって書いてあるんですよ。それを、だから従来のTPPのそのレベルを求めているんだよって、12月の意見書は、これをベースとしなさいって意見書だったんですよ。今回のを見ると、重要農産物の関税削減・撤廃及び輸入枠拡大などは断じて受けられないこと、今以上は一步も駄目よってというような意見書にこれは様変わりしている。これについて紹介議員は、今の日本の現状、アメリカの現状からいくと、現実的にこれは、こういうものの要求の仕方で良いと思っているのかどうなのかをお聞きしたい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○2番（畑地誉議員）今言ったですね、輸入量の話に絞らせて頂きたいんですけども、最初確かアメリカが民主党政権だったと思えますけれども、TPPをやろうやというような話になった時にですね、確かあの時はオバマ大統領が大統領でいろんな交渉を進めていった結果、中身はこれでというふうに1回まとまったものを、今ライトハイザーというような交渉官がいると思うんですけども、その人がひっくり返そうと、まあもっと簡単に言えば関税もそうだし、MAもそうだし、枠を増やせや、というような言い方に変わってきているのが実はそれは新聞報道でも、私は道新も読んでますけれども、日本農業新聞の今日の中にもですね、確かある議員さんが密約はあったのかという事で、否定をさせるような質問の仕方を首相にもさせていたんですけども、

私は密約云々というよりも今までトランプ大統領はツイッターでは、いろいろ挙げたテーマについては殆どが実行してきているような状況を鑑みると、非常に危惧される。これは突っ込んでもっと枠を増やせ、輸入量を増やせというように言うてくるのは目に見えているのではないかというような恐れがあるものですから、こういう意見書のまとめ方になってございます。まあ今のTPPの枠組みの例というのは、1回作ったものを壊したのは実はアメリカでもあるし、抜けていったという事実もあるんですけども、それ以上の枠組みを、枠組みと言いますか、それ以上のルールを作ろうと、作りましようやという事で、向うから逆に日本に圧力をかけてきた状況を見るとですね、アメリカに不利な条件を、いわゆるTPPの枠のギリギリ、これが日本のギリギリだと言ってるようなラインを越えてくるのではないかという、その恐れを非常に私は危惧しております。

○議長（小峯聡議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）今の紹介議員のですね、説明を見てると、今まで日本とアメリカがやってきたこと、それから議論してきたことは、もう一切何も関係ないよというようなことです。日本の政府自体はですね、コメントを出しているのは、4月に日米貿易交渉が始まる前の日だと思いますが、我が国が一方向的に農業分野の関税を引き下げようようなことは到底あり得ない。これは、農林水産大臣が言っている言葉ですね。ですから、トランプさんの言うことを信じるのか、農林水産大臣を信じるのか僕は知らないけども、私はこちらの方を信じたいと思うし、最低でもこの意見書は、やはり12月のようにTPP水準を交渉のベースとしなさい。こういうふうなやつに、これ意見になっちゃうので後でやろうか、そういうふうにするんですけども、どう思うかを聞きたい。それからもう1個、私も35、6年前まで自動車会社に勤めていた技術屋です。よく農家の方の意見書に出てくる、自動車などの対米輸出のために国民の命である自国の農産物を代償として差し出すことは断じて許されませんと書いてあっても、自動車業界で働いている人の側からこれを語ったことはきっと無いと思うんですけども、向うから語るとですね、こういうふうになります。俺達は、一生懸命頑張って原価低減して車を作って輸出しているんだ。だけど、農家が、日本では農家を守るためにアメリカの農産物を入れる時に関税が掛かっているんだ。そのお蔭で俺達の車も、アメリカに上がるときに25%の関税が掛かっているんだ。だけど俺達は頑張ってGDPやGNPに、国のGDPやGNPに貢献するように一生懸命外貨を稼いでいる。で、オイルを買ったり、日本の農業では作りきれない大豆や小麦を輸入する力を国につけてるんだというような言い方になるんですけども、今の言い方も含めて紹介議員どういうふうにするか、反対からの見方も含めて。

○議長（小峯聡議長）はい。

○2番（畑地誉議員）2番、畑地です。大変白熱した議論で、ちょっと長引いてくる

と思うんですけど、私は決してですね、自動車産業を否定するつもりはございません。例えば今のトヨタにしても、日本の農業の総生産よりも売り上げがあるという話もありますけども、私としてはですね、日本のやはり食糧主権、これを守る為にはどうしたらいいかという事をまず国民に考えて頂きたい。その中では、例えば自動車の先ほどの輸入の話、逆から見たらどうだという話もありましたけれども、私の思いとしては例えば米というのは、日本の中では、はっきり言って余っていると言ったら失礼ですけれども、生産調整を自主的にやっていた、そういう自主的とかまあ政府がある程度食管法で守っていた時代から生産調整を少し一歩引いた形で国が手を引いて民間で、今ですと730万トン位になるかと思うんですけども、年間の生産量を守って、いわゆる値崩れをしないように自分たちの自助努力でやってきた。ところがアメリカや、まあ今回オーストラリアが、何千トンか輸入しているんですけども、その輸入されたものが日本の市場に影響を与えるという事で、我々の調整機関も非常に危うくなる。私一番問題だと思うのは、米国は実は1回MAで、輸入する輸入量を充足できなかった年が確かあったはずですよ。その時に、これは食糧主権に関わるので、輸入義務のトン数を達していないのに何んでこれはアメリカは輸入できなかったんだという事を日本の政府も答弁している筈なんです。その時の答弁が、確かいわゆる米がそんなに無いんで、そっちに出す、回す米がありません。まあ、いわゆる世界の事情を見ると、米の輸出国、輸入国っていうのは確かに存在はするんですけども、日本の国は米がある。ただ、アメリカは外貨を米で売って、その利ザヤを儲ける。ただ、お前のところにMAで義務化で輸入する分の量が無くてもご免なさいという事を平気で言ってしまった。これがもし、日本の国内の米農家が生産をどんどんどんどん縮小していった時に、あっ輸入すればいいやという時に、もしある日突然、食糧がそちらに回す分はありませんという事になると大変な事態になると思います。過去にですね、米ではですね、確かハイチだと思いますけども、米国がハイチに輸出をストップした事があります。ハイチでは暴動が起きました。ロシアはですね、小麦の輸出を結構やっているんですけども、その小麦の輸出もですね、輸入国に対して一方的に数量を削減したということもございます。今の中国なんか見るとですね、中国は人口が多いですから、昔は中国の米が非常に脅威だというふうに思われていたんですけども、現在は中国は人口が多いので、お米は大量にほしいと、逆に言っているものですから日本が中国だとかに輸出もかけれるというようなバランスを取っている筈です。ですから国際交渉ですから、非常にこう密約というのは、いつも付きまとう訳なんですけれども私どもがここで意見を言わないと、国内の食糧主権にまず一番問題点が出るんじゃないかという事をまず申し上げたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。

○4番（高田勲議員）長くて申し訳ない。最後に、もう1個だけ紹介議員に質問させ

て下さい。アメリカがTPPを離脱する前からの話だと思います。あの、国のTPP関連政策大綱の中の例えば、担い手確保経営強化支援事業ですか、それとか経営体育成事業とか、これらを使ってですね沼田の町もかなり農機具を買ってもらっている。買ってもらっているっていったら言い方変だけれども、これらの補助金をかなり利用させてもらっている。これは完全にホームページなんか見てもTPPに備えて專業農家の方がしっかりと力を付けて下さいよってというような補助金だというふうに私は理解しています。で、それを確かあれ平成29年度の予算かな、ほしい農機具が年度内に揃わないというので繰越明許までお願いして、それで農機具を買ったこともあった。それらについては、私もそうだし誰も反対も何もしないでやったことなんです。それがあったにせよ、あったにも関わらず今回、このようなTPP枠を度外視して、あそこも駄目だと一切駄目だと言うような意見書というのは、ちょっと今までの沼田町議会がやって来た、決議してきたこととは余りにもかけ離れているように私は思うんですけれども、そこだけ重点的にどうですか。

○議長（小峯聡議長）はい。

○2番（畑地誉議員）2番、畑地です。今の質問なんですけれども、まず機械を購入するのに補助金があると、その該当者も結構町にいるんじゃないかというような話がありましたけれども、以前ですね、ちょっと予算の組み替えの話までなると非常に長くなるんですけれども、例えば戸別所得があった時に、確かあの時北いぶき全体でもかなりの金額をもらってました。4億9千万だったかな。その前は、その倍、いわゆる反当7,500円が1万5千円時代があったんですけれども、その時は自力でも機械を買ってもペイをすると言ったらちょっとあれなんで、語弊があるんですけれども、非常にこう自助努力で何とかなった部分も実はありました。これは所得補償の考え方なんで、そちらはそちらとしてちょっとこちらの日米貿易交渉の中身とはちょっとずれるかもしれませんが、実は所得補償というのはセットであって、関税で守られている米だということを、もしMA米で米が破られるのであれば、所得補償で何とかないでいこうやというような考えもあって、生産者を守るというのがまずベースにあったということです。私も中央行動と言って、農水だとかそういう所の担当官にいろいろ陳情にいったこともあるんですけれども、その際にですね、やはり機械の購入資金については、例えばTPPの今回、イレブンじゃなくてTPPが本当に発効されたらどうなるっていう予算組みをしたのに、イレブンになった場合に、実はその予算じゃなくて、実は農家を納得させるったら変ですけども、そういう予算組みをさせてきた結果が実は、ぞのいわゆる機械の購入ですとか、例えば施設の増強なんかは実は近いものがあるって、強い農業づくり交付金の中から出されているという話で、実はそのTPPに備えているいろいろやれと言って実施をしている部分もあるし、実は牛肉や豚肉なんかは特にそうなんですけれども、TPPが発効した場合に条件によって発動す

る、1つの例としてマルキンという制度があるんですけども、そのマルキン制度の中では牛だとか豚だとかが1頭当たりいくらという補てんがされるような仕組みがあったんですけども、これは発効前提の中で出しますよというような、そういう制度設計になっていたので、あながち全部前倒しで補助金をもらっているという中身では実はないというふうに私は理解してございます。また、その全部の枠ですね、関税枠云々の話なんですけど、これ実は出されている組織がですね、農民協議会という組織なんで農民協議会というのは、農協系統と違いましてT P Pに対しては断固反対というような立場でやっておりました。まあ、中央会を含めた系統というか農協系統はですね、断固反対というよりも実はT P Pでここまでなら何とか、ここまでなら何とかという、そういった交渉を続けてきたと実はそういった経緯があつて、この文書の差になっていると。たまにですね、J A系統と一緒に、

○議長（小峯聡議長）簡潔にお願いします。

○2番（畑地菅議員）はい、ご免なさい。一緒に同じような意見書を出すことがあるんですけども、今回は農民協単独という事なんで、多分その線の違いがここに表れているというふうに思ってください。

○議長（小峯聡議長）はい。質疑他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい。

○4番（高田勲議員）4番、高田です。最後はね、農民協単独だからと言って、それはお家事情で、あんた方の勝手ですわな。それは私どもの議会とは全く関係ない。それで、やはりこの4月に折角みんなで考えて出した前の体制ですけども、この立派な意見書がある。それで付け加えて、情報開示をきちっとしなさいよを付け加えるのは構わん。構わんけども、やはり今までのそういうふうなさっきのT P P大綱に基づくいろんな政策の流れ、それから去年の意見書、そして今回。やはり一貫して、沼田町議会の考えはこうだというものを示さなければ駄目だと思う。私はこれを議長に提案します。是非ですね、休憩とっても良いので、延長戦は覚悟の上ですから、ここの1番2番の意見の所にですね、12月の意見書を参考にしてT P P交渉をベースにするという文言を是非付け加えてほしい。だったら私は、喜んで賛成させていただきます。このままだと反対します。

○議長（小峯聡議長）他に、意見ありませんか。意見がなければ討論を終結いたします。本請願について採決します。お諮りします。本請願は原案のとおり採択する事に賛成の方は挙手を願います。

○4番（高田勲議員）俺の修正動議はどうなったんだ。無視されてるの、ああいよいよ無視して。そうだよ、だって議場で言ったんだよ。沼田としてこうしたらいいんじゃない

ないかという意見を議場で述べているんですよ。

○議長（小峯聡議長）暫時休憩します。

17時56分 休憩

17時57分 再開

○議長（小峯聡議長）再開します。高田議員から修正をして提出をするということで、意見出されました。それで、動議として受けますので賛同者がいれば動議として受けたいと思います。賛同者はいますか。

（賛同者挙手あり）

○議長（小峯聡議長）はい、賛同者がいるということで、これに修正して提出をするか、このままでいくかという討論をしたいと思います。意見ある方いらっしゃいますか。

○4番（高田勲議員）もうさんざん言ったから採決とっていいよ。

○10番（大沼恒雄議員）ちょっと休憩して下さい。

○議長（小峯聡議長）暫時休憩します。

17時58分 休憩

17時58分 再開

○議長（小峯聡議長）再開します。本請願は原案通り採択する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

○議長（小峯聡議長）挙手7名であります。よって本請願は、採択すべきものとして決しました。ここで暫時休憩を致します。6時10分まで休憩します。

17時59分 休憩

18時29分 再開

（日 程 の 追 加）

○議長（小峯聡議長）再開します。議事日程の追加についてお諮りいたします。只今、事務局より意見案6件と町長より1件が追加案件として提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。日程第47、意見案第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）についてから、日程第52、意見案第6号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書（案）についてまで以上6件及び日程第53、議案第63号、沼田町雨竜川総合運動公園条

例の一部を改正する条例についてを日程に追加する事にしました。ここで、一括議題についてお諮り致します。この際、日程第47、意見案第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）についてから、日程第52、意見案第6号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書（案）についてまでを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第47、意見案第1号から、日程第52、意見案第6号までの6件を一括して議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認め、説明・質疑・討論を省略する事に決しました。日程第47、意見案第1号から、日程第52、意見案第6号まで6件の意見書案について採決致します。お諮り致します。意見案第1号から意見案第6号までは原案のとおり関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第1号から意見案第6号までは原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○10番（大沼恒雄議員）議長、議事進行。あの、意見案第1号から意見案第6号までの一括審議はいいとしても、意見案第1号何々について、意見案第2号何々について、というのはやった方が良くと思うのですけども如何ですか。一括審議であったとしてもさ、意見書は一括で挙げたとしても何の意見書が一括で挙げたのか分からない。日程の47から52という言い方しちゃうと。これは1本ずつやはり議題は言うべきだと思いますよ、そして一括でやるべきだと思う。

○局長（浅野信行局長）なら、一つ一つ表題までやらせて頂いて、一括でよろしいかという流れですね。

○10番（大沼恒雄議員）と思うのですが如何でしょうか。

○議長（小峯聡議長）それでは再度採決します。意見案第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）について、意見案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について、意見案第3号、特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書（案）について、意見案第4号、「これからの高校づくりに関する指針」の見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書（案）について、意見案第5号、「給食費の無償化」を求める意見書（案）について、意見案第6号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書（案）についての6件については、原案のとおり関係機関に提出

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第1号から意見案第6号までは原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(一般議案)

○議長(小峯聡議長) 日程第53、議案第63号、沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(村中博隆課長) 議案第63号、沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例について、沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例についてを提出する。令和元年6月21日提出、町長名でございます。沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例。以下、条文の読み上げを省略し、提案理由について説明いたします。今回の条例改正につきましては、雨竜川総合運動公園内にあります体育施設でございます。町民テニスコートのフェンスと施設の老朽化に伴いまして、利用者も無く、テニスコートとしての機能が失われている状況でございます。順序が逆となりお叱りを頂いたところでもございますけれども、先ほど補正予算で議決を頂き、フェンス等施設を撤去することとしてございます。よって本条例内の町民テニスコートに関わる名称及び使用料を削除するものでございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(閉会宣言)

○議長(小峯聡議長) 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。こ

れにて、令和元年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

18時38分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小 峯 聡

署名議員 篠 原 暁

署名議員 伊 藤 淳